

1. 議事日程

(第11回 総務文教常任委員会)

令和7年12月17日
午前10時00分 開会
於 安芸高田市議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【総務部】

- ①議案第64号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- ②議案第67号 安芸高田市財産区管理会条例の一部を改正する条例
- ③議案第68号 安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
- ④議案第69号 安芸高田市坂財産区基金条例

(2) 議案審査【企画部】

- ①議案第70号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について
- ②議案第71号 財産の無償譲渡について

(3) 所管事務調査

- ①公共交通再編について

(4) 所管事務調査【消防本部】

- ①議案第76号 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例

(5) 報告事項【教育委員会】

- ①中学校統合の進捗状況について
- ②吉田幼稚園の休園について

3、その他

- (1) 所管事務調査について
- (2) 閉会中の継続調査について

4、閉 会

2. 出席委員は次のとおりである。(8名)

委員長	山 根 温 子	副委員長	小 松 かすみ
委員	益 田 一 磨	委員	山 本 数 博
委員	児 玉 史 則	委員	大 下 正 幸
委員	熊 高 昌 三	委員	石 飛 慶 久

3. 欠席委員は次のとおりである。(なし)

4. 委員外議員（なし）

5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名（19名）

市 長	藤 本 悦 志	副 市 長	杉 安 明 彦
教 育 長	猪 掛 公 詩	総 務 部 長	新 谷 洋 子
企 画 部 長	高 下 正 晴	消 防 長	吉 川 真 治
教 育 次 長	柳 川 知 昭	総 務 課 長	玉 井 郁 生
財 産 管 理 課 長	大 田 拓 也	財 政 課 長	沖 田 伸 二
政 策 企 画 課 長	黒 田 貢 一	社 会 環 境 課 長	藤 井 伸 樹
社 会 福 祉 課 長	岡 野 あかね	農 林 水 産 課 長	森 田 修
地 域 営 農 課 長	稲 田 圭 介	商 工 観 光 課 長	松 田 祐 生
予 防 課 長	逸 見 飛 鳥	教 育 総 務 課	森 岡 和 子
学 校 教 育 課 長	阿 部 正 志	教 育 総 務 課 学 校 統 合 推 進 室 長	船 津 晃 一
生 涯 学 習 課 長	井 木 一 樹	予 防 課 課 長 補 佐	浮 田 雄 治
総 務 課 職 員 係 長	小 野 哲 司	財 産 管 理 課 管 理 ・ 営 繕 係 長	泉 竹 千 代
財 政 課 財 政 係 長	高 橋 秀 尚	政 策 企 画 課 企 画 調 整 係 長	下 瀬 秋 穂
政 策 企 画 課 地 方 創 生 推 進 係 長	藤 堂 洋 介	予 防 課 予 防 係 長	藤 原 祐 介
学 校 教 育 課 学 校 教 育 指 導 係 長	岡 本 充 行		

6. 職務のため出席した事務局の職氏名（4名）

事 務 局 長	高 藤 誠	事 務 局 次 長	國 岡 浩 祐
総 務 係 長	日 野 貴 恵	主 事	實 村 峻



午前 10時00分 開会

- 山根委員長 定刻となりました。
ただいまの出席委員は8名でございます。
定足数に達しておりますので、これより第11回総務文教常任委員会を開会いたします。
本日の議題は、お手元にお配りしております会議日程のとおり、12月8日開会の本会議において、付託のあった7件の議案審査並びに1件の所管事務調査、2件の報告事項を受けます。
議事に先立ち、藤本市長から挨拶を受けます。
藤本市長。
- 藤本市長 皆さんおはようございます。
本日は7件の議案審査、1件の所管事務調査、2件の報告案件があります。詳細は担当職員の方から資料に基づき御説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 山根委員長 それでは、議事に入ります。
これより総務部に係る議案審査を行います。
議案第64号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
玉井総務課長。
- 玉井総務課長 議案第64号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例について説明いたします。
説明資料を御覧ください。
2026年、令和8年4月からの行政運営に向けて、組織及び事務分掌の見直しを行います。
1ページを御覧ください。
基本的な考え方として、急速なデジタル技術の進展とともに、少子高齢化・人口減少・人材不足などの社会課題が一層深刻化し、行政サービスに対する住民サービスも多様化・高度化する中、限られた人材と財源で、より質の高い住民ニーズを持続的に提供するため、組織の改編を行います。
2、改正案の内容です。
(1)DXの推進では、地域社会のデジタル化、デジタル・ディバイド対策、いわゆる情報通信技術利用における格差の是正、行政事務の効率化を進めるため、「DX推進課」を企画部に設置します。
(2)窓口の明確化では、1点目に、人権啓発・多文化共生をより推進するため、市民部社会環境課の「人権多文化共生推進係」を、「人権多文化共生推進課」とします。また、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「環境生活係」を「環境政策課」とします。

2点目に、分かりやすい窓口とするため、福祉保健部児童保育課と健康・こども未来課の子どもに関する業務を集約し、「こども家庭センター」とし、健康推進や感染症予防などに関する業務を、「健康推進課」で所管します。

議案書の3ページを御覧ください。

附則のところを御覧ください。

施行期日は、令和8年4月1日としております。

なお、附則第2項以降の3条例については、課の名称変更に伴い、名称等の表記を改めるものです。

説明は以上です。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員 まず、DX推進課のところなんですけど、発足時点で何人体制の想定でいられるのかお伺いしたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 細かい人数については、全体の人事等を踏まえながら決定していきますけれども、ただいまの想定といたしましては、県からデシッブを活用した人材派遣を受けている方の受入れ、そして担当課長、今の本庁の財産管理課で電算係もDX推進課に移管してまいりますので、それらを合わせた人数でスタートしたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 DX推進課のことについてお伺いしますが、他の部署がこういうようなふうにしてもらいたいというような、このDX関係に関するデジタル化についての提案をやるのか、それとも、安芸高田市の行政事務をこういうふうに変えていきたいと、主導権はDX推進課が持って企画していくのか、その辺をまず1点聞かせてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 DXの推進は、単に事務を効率化するためのものでなく、誰もがデジタルの便利さを活用して、より豊かな生活を送ることができるようにすることを目的としております。

こうした目的の下に、全庁的に自治体DXを推進するために、DX推進課を設置し、行政サービスのデジタル化に加え、地域住民や事業者も巻き込んだデジタル活用の促進や人材育成確保等に取り組みます。

ですので、DX推進課が中心的役割も持ちつつ、市役所全体のそこはデジタル化の推進、底上げに努めていきたいと、そういった目的でDX推進課を設置したいと考えております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

今提案されとるんですが、近い将来、支所の縮小というのがありますよ、組織の。そうしたら、市民は支所の縮小によって、本庁に出入りせにやいけんような事案も出てくると思うんです。それらの整理もDX推進課が主導権を持って、そういった支所の縮小に伴う市民への不便さを想定しながら、それらを主導的に改善していくような立場に据えられるんですか。そのこのとこ、ちょっと聞きたいんです。

主導権は他の部署にあつて、他の部署からの提案に基づいて、DX推進課がそれに対応するのか、DX推進課が主導権を持って、こういうふうにしていくよと、担当部署に言うて、担当部署がそれに対して意見を言うような形、要するに主導権はDX推進課に持たすのか、それとも、他の部署の手伝いをするのか、その辺をどういうふうを考えられておらんかお伺いしたんです。

今言ったのは、支所の縮小に伴っていうことを踏まえて、そういうことと比較されるのかな思ったんで、問わせていただいています。

○山根委員長

答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長

DXそのものは、いろんな部・課に、多岐にわたるものになります。ですから、そこそこでいろんな考え方をまとめて進める過程で、じゃあこれが本当に自然体で捉えたときにどうかといったときにはDX推進課が、そのまとめ役となって、各課に渡る各部署に渡るものを今考えている形でいいんじゃないかというようなことを、最先端の情報を持って、最先端のいろんな知識、国・県とのパイプとかいうのも使いながら、それぞれの課のDXがそれでいいかどうかいうのもチェックしながら、前へ進めていきますので、そういう意味では、DX推進課がそのまとめをするという考え方は、委員御指摘のとおりでよろしいと思うんですが、特に、今支所のことをおっしゃられたんで、実は、今、実証実験がスタートしましたが、そのスタートして1週間後ぐらいに、総務部長と一緒に各支所と文化センターを回ってみた中で、15局をちょうど歩く機会があったんで歩かせていただいたら、やっぱりそこに相談窓口を作って、直接支所と郵便局と本庁の担当課がつないで、対話ができて、回答できておられた方の行政サービスに対応していくということもできますし、できることになりましたんで、これらのことも、ある意味DXの推進に寄与しているのではないかなというふうに思って、今後も、DX推進課ができれば、そういったところの状況も見ながら、指導なり、いろんな情報提供なり、していけるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員 今に関連して、DX推進課という名前ですんで、どちらかといえば、人員、財源限られてるとは思うんですけど、システム担当課みたいな位置づけよりかは、司令塔のような、横断的に部局渡っていくような司令塔のようなイメージを勝手に持ってたんですけど、多分どちらも必要なんだと思うんです。その意見を集約してまとめて調整に入る部分もあれば、DX推進課が主導を取って、ここを変えていきたいみたいな、どちらも要ると思うんですけど、その前提で、DX推進課の中でさらに役割分担というか、何かしらに専任が置かれるような形になるのか、システム管理と業務改革の部分で、また課の中でさらに分かれていくようなビジョンがあるのか、その辺り簡単に伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 御指摘いただいたように、DX推進課自体には、庁内システムの管理であったりとか、そういった役割も持ちつつ、市役所全体のDX化の推進に向けた推進体制を組んだ上で、その上での事務局的な役割も担っていただこうと思っております。

併せて、国・県とのパイプであったり、専門技術の導入の適正判定であったりとか、そういった様々な役割を担っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 恐らくそのどちらも取っていかれる中で、例えば、DX推進課の成果というのをどこで測るのかというところで、やっぱりやった感というか、具体的に何々がオンラインに変わりましたただけじゃなくて、できれば何て言うんですか、問合せ件数が何件減ったとか、業務上の時間がどのぐらい削れたとか、そういうところも、ひとつ、今後、DX課でまとめるほうに関しては、集約していく必要があるのかなと思うんですけど、そういう成果を測るKPIの想定が具体的なものがあるならば、どのようなところを指標として取り組んでいかれるのか、想定があれば伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 具体的なKPI成果指標等については、DX推進課が体制ができてから設定をしていくべきものだろうというふうに考えておりますけれども、DX課の推進による成果、時間外が減ったであったりとか、来場者の対応時間が短くなったであったりとか、そういった様々な指標が考えられますので、そうしたところは、今後引き続き精査して、適正な目標設定を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員　　ちょっと具体性を持った話になってしまうかもしれないんですけど、直近でいうとお太助フォンのアプリ化とか、企画の所管でやられてまして、あそこでも、アプリ化に伴って、ビジョンとしては、市の職員さんが、今までパソコン、市の内部のシステムでやりよった情報発信とかのところについてを、個人端末でできるように検討していくみたいな答弁が過去あったと思うんですけど、こういったのも、所管として、企画のほうからDX推進課に全部が全部移るわけじゃないと思うんですけど、そういうところも所管していかれるのかだったり、NTTのISDNの回線が、近々廃止を迎える中で、これも職員さんの端末で、もしかしたらスマートフォンで、今後市への電話が受けれるようになるようなクラウドPBXみたいな、あそこら辺をまたこのDX推進課が、ある程度主導権を持って握っていくのか、やっぱりあくまで担当課が、そこは今までどおりやりながら、システム的な相談を推進課にしていくのか、こういう業務のところの、今のところの想定をちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長　　答弁を求めます。
玉井課長。

○玉井総務課長　　ただいま御質問いただいた中で、説明いただいたイメージの中の、どちらかと言えば、後者のほうでイメージしております、各担当課が進めるべきものは進めて、DX推進課が担当として推進すべきものは、それなりに分けながら、連携もしつつ対応していきたいというふうに考えております。
以上です。

○山根委員長　　ほかに。

○山本委員　　先ほど副市長の回答で、ほぼ見えたんですが、今益田委員の質問で、目的です。そこら辺のとはっきりしてほしいんですけど、9時開庁にした経緯がありますよね。9時開庁で、今もってまだ8時半にしてほしいという要望もたくさんあるんですよ。

それを解消する意味では、このDXの推進じゃないかと思うんです。
要するに、8時半に来んでもええ、9時過ぎてでも、特に市役所来んでもええと、こういう体制を整えるんじゃないかということを主眼に置いて、このDX課の設置とその目的をそこらではっきりして、取り組んでもらいたいと思うんですが、その辺は、先ほど具体的には回答されよったんですけど、その辺も含めた考えはあるんかないんかを含めて、答えをいただきたいと思うんですけど。

○山根委員長　　答弁を求めます。
杉安副市長。

○杉安副市長　　8時半と9時の開庁という問題については、さきに全員協でお話ししておるところですので、その部分に変化はないんですけど、山本委員おっしゃられるように、確かに、今からDXとか、AIの導入とか、いろいろ

世の中進んでいく中に追いついていかななくてはいけないというのがまずあります。

そうすると、いわゆる書かない窓口、行かなくても市役所とか、いろいろ日本の中のこの先進自治体を見ると取組がかなり進んでいるところはたくさんあります。いろんなどころのものを参考にさせていただきながら、安芸高田市に経費の面もありますので、費用対効果もありますので、全部が全部取り組めるかどうか分かりませんが、そういう山本委員おっしゃられた部分のようなことが導入できるのであれば、しっかり研究して、進めると、それがDXの推進でありますし、事務事業の効率化であり、職員数も、ある程度適正な配置ができるというふうな思いも持っていますので、おっしゃられることを進めるということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員 説明資料の2番の改正案の内容の(2)の窓口の明確化というところで、社会環境課を2つの課に分けられてますけども、人権多文化共生推進係人権多文化共生推進課、それから環境生活係を環境政策課と、単純にこれ窓口が分からんということで、明確化するためだけに課を作られたということなんでしょうか。もっと理由があれば教えていただきたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 社会環境課について、過去、2課体制で行っていたものを、1課に統合してきたという経過がございます。

その際には、ダイバーシティと循環型社会の一体的な推進を目指すという目的の下、統合してまいりましたけれども、今般人権啓発の多文化共生の一層の充実、それから、環境基本計画、温暖化対策実行計画を推進する体制の強化等の必要があることから、改めて、人権多文化共生推進課と環境政策課として事業推進に取り組みたいということを目指しております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員 今回の組織改編で、課が2つ増えるわけですね。課長が恐らく2人増えるんだろうと思うんですが、今まで行財政改革の一環で、組織のスリム化というような課題としてやってこられた関係があるんじゃないかと思うんですが、そういう考えに逆行するということにはなりませんか。

○山根委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 御指摘の部分は、ある意味これまで進めてきたことと違う方向、逆の方向というのはそのとおりだと思いますが、やはり、今も課長のほうも説明しましたが、やってみて、非常に難しい問題がやっぱり出てきます。

そのときに、1人の課長が大きく違う政策の2つを、環境と人権という部分をやろうとしたときに、やはり難しい問題はたくさん出てきました。

トライアンドエラーとして、やっぱりいい方向でやるためには、組織のスリム化とうたいながらも、やっぱり2つに分けるほうのほうで、やっぱり市民の皆さんのためのサービスにもつながるし、政策的にもそれが市のやろうとしてることにマッチングしとる。

とにかく、取りあえず、この前も説明した地球温暖化計画、今立てようとしてますが、これを立てた後にやるのがやっぱりたくさんあることが出てきます。

その取組の中で、ある程度いろんなところに出向いていって、国の予算とかいろいろ折衝しなくてはいけないこともありますし、地域においてはその事業化計画をする部分も担わなくてはいけないことも出てきます。

また、人権も人権としての施策は重要なものとして捉えていますので、今回のこの1つの課を2課に分けたというのは、そういう今後の安芸高田市のその2つの政策を担っていくためのベストの状況をやっぱり作る際には、やむなしのスリム化と言いましたけど、それはやむなしで2つにすべきだという判断でこの形を取ることとしました。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 私の質問も、児玉委員と同じ場所ですけども、今話がありましたんで、意図というのは大体分かりましたけども、この2つの課というのは、社会のニーズから言うと、非常に大切なポジションになってきたなと思ってますんで、この形というのは非常に評価をしたいなというふうに思っています。

一方、今、児玉委員もおっしゃったように、行政のスリム化という点からすると、今後検討する部分もあるんだと思いますけども、やはりこれで成果を出せる形というのをどのように目指していかれるのかというのを、もう少し詳しく目的意識というのをお聞きしたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 目的意識という意味では、先ほど申し上げたところが、目的というのだと思っております。

スリム化をするというのも、実は、組織全体ではそれは進めないというわけではなくて、これは、定員適正化も含めて、今、職員の数とか、それに応じて、組織の将来的な在り方も、今後検討していきたいとは思

いますが、まず最たるものとして、今思っておるのは、支所と文化センターを統括するということと、それと、15局の郵便局に事務を委託すると。

これによって、大きな、ひょっとすると、市町村合併以来の大きな行財政改革の1つだと思っていますので、そこで出てくるこの組織の人員の割り振りというの、柔軟性が出てくるんだろうと思いますので、今の御質問にお答えをすると、その人員をそれぞれの地球温暖化を担う環境の環境政策課と、人権の大切な政策を担う人権多文化共生推進課、この2つに割り振りながら、目的を達成していくというのが、今、市のほうでは思っております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

熊高委員。

○熊高委員 全体の業務の組織の効率化という分は、まだまだこの部分だけじゃなしにいろんな視点で見ると、もっとこうしたほうが良いというようなところは、私も感じとしては持っております。

例えば、この間の決算のときに、農林関係、農政課、獣害駆除、そして、農業の主体の部分、これは、かなり1人の課長が持って、答弁するのも大変だなと思って聞いたんですが、そこらをスリム化ということも当然大事なんです、業務の効率化というのと、やはり並行して考える必要があるんだと思うんです。

そのためにDX化というの、当然組み込まれてきたんですけども、その全体としての組織のスリム化、あるいは効率化、そういったものは視点として持って、今後もこういったことを常にやっていくという感覚はあるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

新谷部長。

○新谷総務課長 委員おっしゃるように、全体的なところを勘案しまして、組織のスリム化、それから、効率化に努めてまいりたいと思っております。

具体的に申し上げますと、年に一度、各部長から組織についての課題等を聞き取りをして、それから来年度に向けた組織体制についての意見交換をさせていただいております。

それを踏まえた上で、市長、副市長とも協議をし、来年度の組織体制を検討していくというような進捗をしております。

これをまた毎年行いまして、柔軟な組織体制、運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員 分かりやすい窓口ということで、子どもに関する業務、施策が集約して、こども家庭センターとして、そのほか健康推進課ということで、

非常に住民にとっては分かりやすい再編になっているんじゃないかなと思うんですが、この前も子ども計画を立てていくに当たって、子ども施策がちょっと横断的に扱えるということは大事だと思うので、非常にいいんですが、これをすることによって、今まで課題があったことが、こうすることで、どのような効果が、業務的に、内部的に効果が見込まれるのかというのがお聞きできればお願いします。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 委員御指摘のように、分かりやすさということ、今回、特にこども家庭センターの再編については、目標にして、整理してきたところでございます。

これまで、子どもに関する補助金であったりとか、手続であったりとかというところが、児童保育課とこども家庭センターという係の中で、それぞれに分かれていたものが一体化することで、基本的にはワンストップでこども家庭センターで対応、進めていくことができる。そういったことで、住民の皆さんが来られたときに、滞在時間を短縮できたりとか、手続の簡素化ができたとか、そういったところが効果として挙げられるんじゃないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 家庭センターのいわゆる下部としては、係が幾つぐらいを想定されていらっしゃるのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 あくまで現時点での想定で、詳細については、今後、全体を見ながら精査してまいりますけれども、今の想定では、保育係、母子保健係、児童福祉係など3係ぐらいで運営するのが望ましいんじゃないだろうかと考えておまして、それらを柱に、今後、整理してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○山根委員長 よろしいですか。

小松委員。

○小松委員 名称の変更、課の再編ということで、人数としては、全体の人数は変わらないということよろしかったでしょうか。

○山根委員長 玉井課長。

○玉井総務課長 基本的には、現状維持を基本に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員 もう一回だけちょっとDXに戻ってしまうんですけども、DX推進課

が複数部局にまたがって、DX案件を進めていくときに、最終的に意思決定するということはどこが担当するのかをちょっと伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 意思決定のことについては、各職責がありますので、そこそこになると思いますけれども、基本的には、取組は各部課のほうで、多岐にわたるDX関係のものを実施していく中で、先ほど来申し上げるDXの推進課がそれに対して、それを指導する立場あるいは情報提供する立場にありますので、その状況状況によって、それは意思決定をしていきますが、最終的には、市長が決済する部分が多いと思いますが、そこまで上がってくるものについてはそれ、で私のところでは、私が意思決定をするとか、職務権限規定もありますので、そういったところになると思います。

DXが、その各課の部のものを全部意思決定するという事ではないと思っています。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 物事を進めていくものによって、特にアドバイザー的な立場で、DX推進課が受けるものについては、多分もう各部とか課になるんだと思うんですけど、政策統括監がおってじゃと思うんですけど、あそこも部局横断する形で、最終的に、トップは副市長でしたか、政策統括監については、あそこもちょっとDXというものに限定してにはなるんですけど、部局横断していく中で、かじを切るのがある種DX推進課になろう瞬間もあると思うんです。

なので、その辺り政策統括監とかとの絡みだったり、関係性とか組織図というところの整理がちょっとしたかったので、お伺いしたいと思うんですけど、今の段階で、構想とか想定があれば、あまり絡みがないものなのか、絡んでいく要素もあるのかをちょっとお考えをお聞きしたいなと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

杉安副市長。

○杉安副市長 政策統括監のお話が出ましたので、また改めて、考え方をお示ししておきたいと思うんですけども、今、いろんな政策統括監のところ、いろんな取組をしています。

これは、例えば、商工観光課がやるべき企業誘致の一部をやったりとか、例えば、福祉関係がすべきところの買物困難者の方々の対応とか、あと、委員御指摘のように、全部課にまたがるような、国・県への要望書の取りまとめもやってくれてきております。成果も上がってきておるといいます。

DXのことで、どういう関わりになってくるかというのと、やはり同じことであって、例えばDXの推進課だけで取り組んでいては、少しスピード感が落ちるよというようなものがあれば、例えば、国・県に行って、何かを聞いてくるとかいうときに、政策統括監に市長が命じて、情報取りに行くとか、要は、政策統括監というのは、本当にフリーな形にしております。ルーチンになるような仕事を与えてませんので、何かフレキシブルに、柔軟性を持って動いて、取りに行く、あるいは聞きに行くという分があれば。言葉はちょっと適当でないかもしれませんが、何でもやるという形を今体制を取ってますので、その中でDXの中でやることが出れば、政策統括監に市長が指示するというのはあり得るというふうに思っています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

小松委員。

○小松委員 確認なんですが、こども家庭センターには、いわゆる子どもの施策に関して、ワンストップでということだったんですが、コンシェルジュ的な何か子どものことに関して、一旦受けていただけるような、そういったコンシェルジュ的なところがあつた上で、3か2ぐらいを今想定されているというおっしゃいましたけど、そういった理解なんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 コンシェルジュというような考え方は、基本的にはまだ整理できてないんですけども、こども家庭センターのマネジメントができる責任者として、センター長を配置して、各種相談員を保健所を中心にして対応していくと、そういった形で、きめ細やかな対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 ネウボラの事業があると思うんですが、子育てというか、子ども施策に入ってくるんですが、ネウボラになると学校教育のことも触れてありますし、健康福祉課でしたか、児童放課後デイとか、そういったところとの他の課との連携もあると思うんですが、その辺りは、こども家庭センターで連携を取るとか、そういった動きになるんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 現在、想定しておりますのが、児童保育課と今のこども家庭センター、係としての機能を集約させるというような考え方で、学校との連携としては、学校については教育委員会事務局で所管している範囲が引き続きございますので、そちらとは事業を進める中での個別に連携を進めるという考え方でございます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

石飛委員。

○石飛委員 デジタルトランスフォーメーションの推進、DXですか、の推進についてですが、目的では、より質の高い住民サービスを持続させたいということですが、逆に言えば住民もついていけなくなるという部分もあると思います。差別をなくそうと言いながら、ついていけない人はどんどん行政のサービスをなかなか受けにくいというか、それをツールを持っていけばいいけど、できなくなるという、そういった人をフォローするのは、このDX推進課がフォローするんですかね。

○山根委員長 玉井課長。

○玉井総務課長 委員御指摘のように、手続の周知についてが、やはり大きな課題の一つになっていこうかというふうに思っております。

DX化の推進する中で、例えば、マイナンバーを活用すれば、家からでも様々な手続ができるということになれば、先ほど来、副市長が答弁されているような様々な効率化が、職員としても、住民としても、お互いできるような形ができるんじゃないかと思えます。

一方、取扱いについてが、やっぱり課題となっていて、今のところでは、取組の一つとして、郵便局の実証事業の中で、オンラインサービスのサポートということも、郵便局のほうに委託して、手続の補助を行っていただいておりますので、市役所に来ていただく以外にも、郵便局に来ていただいたら、そういった手続のサポートがしてもらえると、この体制を組んで、今後、それ以降の形については、DX推進課や全庁的な組織を巻き込んで、周知についてどのような形が望ましいかということをしっかり検証しながら、効果的な周知には努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○山根委員長 石飛委員。

○石飛委員 では、何でも相談という形で、一応たちまち住民のサービスの低下にならないように、窓口を設けていると。

その後はまた、しっかりとサポートする部署を決めていくということでもよろしいでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

玉井課長。

○玉井総務課長 基本的には、御認識のとおりでもあるんですけれども、DX等を進めるに当たって、何をどこまでするかによって、また担当課変わってくる場所もございまして、必要に応じて、担当も分けて、取組も進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第64号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第64号の審査を終了いたします。
次に、議案第67号、安芸高田市財産区管理条例の一部を改正する条例の件から、議案第69号、安芸高田市坂財産区基金条例の件までの3件を一括して議題といたします。
執行部より説明を求めます。
大田財産管理課長。
- 大田財産管理課長 それでは、議案第67号、安芸高田市財産区管理条例の一部を改正する条例から議案第69号、安芸高田市坂財産区基金条例までの件について御説明させていただきます。
説明資料をお開きください。
財産区は、市町村の一部で特定の財産を保有・管理するために設けられた特別地方公共団体で、安芸高田市内には9つの財産区がございます。
本案は、安芸高田市坂財産区がこれまでの議会制による運営から、近年社会状況の変化により、管理会制への移行し運営するために必要な関連する条例を定めるものです。
本案に先立ち、11月4日に安芸高田市坂財産区議会において、財産区議会の廃止が可決されており、本議会による管理会の設置により、令和8年1月1日より管理会による運営に移行いたします。
議案第67号、安芸高田市財産区管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。
本案は、既にある市内8財産区管理会に安芸高田市坂財産区を加えるものです。
委員の数は7人、任期は4年です。
なお、今回の坂財産区管理会委員の第1期目の任期については、他の市内8財産区の任期の終期に合わせるため、令和11年6月30日までの任期としております。
議案第68号、安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。
本案は、安芸高田市坂財産区管理委員の報酬を定めるものです。

報酬は年額で、会長13万7,000円、副会長12万6,000円、委員11万7,000円となっており、これまでの坂財産区議会議員報酬の額をそのまま踏襲しております。

議案第69号、安芸高田市坂財産区基金条例について説明いたします。

本案は、安芸高田市坂財産区議会でこれまで運用されていた安芸高田市坂財産区の独立した基金を定めるものです。

基金の現在額は6,956万87円です。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより本案3件を個別に質疑を行います。

まず、議案第67号、安芸高田市財産区管理条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

次に、議案第68号、安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

次に、議案第69号、安芸高田市坂財産区基金条例に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

これより本案3件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本案3件を個別に採決いたします。

まず、議案第67号、安芸高田市財産区管理条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第67号の審査を終了いたします。

次に、議案第68号、安芸高田市財産区管理委員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第68号の審査を終了いたします。

次に、議案第69号、安芸高田市坂財産区基金条例の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第69号の審査を終了いたします。

おおむね1時間が経過いたしましたので、ここで換気のため、11時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて、会議を再開いたします。

これより、企画部に係る議案審査を行います。

議案第70号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についての件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

沖田財政課長。

○沖田財政課長

本案は、安芸高田市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の規定により、指定管理者候補者の選定について、地方自治法第244条の2第6号の規定により、議会の議決を求めるものです。

説明資料の1ページを御覧ください。

2026年度、新たに協定を締結する指定管理者制度導入施設は、9施設です。

部局ごとに、施設名、指定管理者、指定期間、募集方法、指定管理料などをお示ししています。

なお、指定管理料は、指定期間に応じた予定額で、金額の記載がない施設は、指定管理料がゼロ円となります。

備考は、新規または再指定の導入状況です。

説明資料の2ページから9ページは、来年4月1日現在で、指定管理者制度を導入することとなる、全ての公の施設について、一覧でまとめています。

全57施設のうち、施設名に米印が付いている9施設が本議案の対象です。

なお、議案書は、これらの施設を、関係条例ごとに掲載をしています。以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

去年までは、来年の3月までは指定管理があつて更新しない施設はあ

- りますか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
沖田財政課長。
- 沖田財政課長 3施設ございます。安芸高田市ふれあいセンターこうだ、常友住宅、甲田住宅、以上、3施設です。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 ふれあいセンターこうだは、なぜ更新せんののでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
岡野課長。
- 岡野社会福祉課長 ふれあいセンターこうだにつきましては、公共施設としての役割を終えたものと捉えまして、今後、譲渡等での利活用を図るために、来年度からの更新をしないとしております。
以上です。
- 山根委員長 山本委員。
- 山本委員 ふれあいセンターこうだの設置条例を見ましたら、第4条にふれあいセンターの管理を別に定めるところにより、市が指定した法人その他の団体に行わせるものとするというふうに、管理は管理者を指定して、運用するということが、ふれあいセンターこうだ条例に書いてあるんですね。
というのは、この指定管理者のことを指しとるんじゃないと思うんですけど、この指定管理者がなくなった時点で、このふれあいセンターこうだというのは、もう動かんと、こういうふうに、要するに閉鎖ですよ、閉鎖という判断になるんですが、それでよろしいですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
杉安副市長。
- 杉安副市長 ふれあいセンターこうだの指定管理とか、施設をどうするのかというところは、去年のこの委員会の中でも質疑があって、相手方と交渉中ということであります。
相手方というのは、安芸高田市社会福祉協議会でございまして、社会福祉協議会さんは、そのふれあいセンターこうだでデイサービス事業、訪問介護サービス事業、こういったことをしておられて、ずっと指定管理でお任せをしてきたというところであります。
公共施設等総合管理計画の中で、占有的に使っている団体と譲渡とか、そういう交渉をしてきておりまして、そのことの質疑が去年もあって、相手とは、鋭意交渉しておりますがという答弁で来ておりました。
このたび改めて、その交渉は継続しつつ、今日まで来ましたが、社会福祉協議会さんのほうで、この施設を使ったデイサービス事業は撤退するというのを12月4日に理事会が開かれて、そこで機関決定をされたと聞いております。
それと訪問介護サービスについては、やはり意志としても、引き続き、

実施していただきたいという思いもありまして、これについては、場所を変えて、今、考えていこうとしているのは、双方で、甲田支所の中の一部を使ってやっていただくのがいいかなというところを今協議中です。

ですが、この2つの事業をそのふれあいセンターこうだでは、もう実施しないということを決意をされましたので、先ほど山本委員御指摘の条例の部分については、市としては、3月に廃止条例を上程したいと考えております。

でありますから、ふれあいセンターこうだで行われていたデイサービスは、基本的には撤退されるということで、この指定管理の施設から、今回提案する部分から削除しているという状況であります。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 さっき説明が、その話はなかったんで、あと協議をしながら進めていくんじゃない話だったんですけど、これに載ってないということは、もうそのふれあいセンターこうだの運営はまず停止というふうになりますよね。

今言われたように、3月でその廃止条例を出すと、こういうことなんで、要するに、ふれあいセンターこうだがなくなるという結論に達したことを今言われたと思うんです。

その中で、ふれあいセンターの設置条例の中で、通所介護事業とかいうて書いてあるんですが、デイサービスだろうと思いますけど、デイサービスはなくなるんだと、これを市のほうでもそれはよかろうということでも認められたんじゃないと思うことになりますよね。

ということは、私が心配するのは、今団塊の世代が上が78歳、下が76歳で、その前後も、前はおらんですが、後は随分だんだんと人数が少なくなっていくんですけど、76歳のもつれでは、安芸高田市、特に甲田町においても、随分おると思うんです。

ということは、早ければ5年先ぐらいからこういったデイサービスのお世話にならないけん者もどんどん出ると思うんです。その辺のところを加味して、ああしょうがないのということで、この施設を廃止されることにしたのか、それとも、もうどんどん出る数字を持って、これだけの人数をおっても、十分このデイサービスは、甲田町内においてでも、賄い切れると、止めてもらってもいいと、こういうふうに判断されたんだらうと思うんです。なくなるということについて、オーケーというような状況ですから、そのデイサービスがなくなるということについて、将来の不安を取り除くような数字を示した説明がいただきたいんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 委員御指摘のとおり、80を超えたところぐらいから、要介護・要支援等になられる認定率というものは上がってくるとされております。

この人口がボリュームゾーンと言われる人口が増えることに当たって、デイサービスの事業所が1つ減ることへの将来の不安はないのかということであろうかと思いますが、第9期の介護保険事業計画において、高齢者の人口推計に基づいて、各種のサービスの供給体制を定めておりますが、ここにあります推計値でお話をしますと、2025年時点での65歳以上の高齢者のうちの要介護・要支援の認定を受けておられる方が2,461人、これが、5年後には2,400人、さらに15年後には2,266人と、推計値ですが2025年と比較して8.5%減少するという見通しとしております。

ですので、要介護認定率は人口が減りますので、母数が減る関係で認定率は上がりますが、サービスの実際の利用者は減少すると見込んでおります。

対しまして、サービスの供給の部分につきまして、この計画によりまず通所介護、デイサービスのサービス量推計においては、2025年においては月平均4,465回の利用が見込んでありますが、これは平均すると1日に約178人の方が利用しているという数になります。

これが5年後の2030年では、1日当たりが平均175人、やや減少するというふうに見込んでおります。

現在、安芸高田市において、地域密着型のデイサービスを合わせまして11のデイサービス、通所介護の事業所があります。この全ての定員の上限は330人となっておりますので、受入れのキャパシティについては満たしておると考えております。

また、今後のサービスの受給見込みについては、来年度策定いたします第10期介護保険事業計画を策定する中で、将来の人口推計、新たにまた人口推計を行いますので、それとか、認定率の推移であるとか、ニーズ調査のデータ等を基に、しっかりと議論を行って、計画に反映していきたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

認定率の推移を言われたんですけど、2025年時点で2,461人が10年先には2,200人に下がってくると、認定が、ここの数字は何を根拠に、そういった数字を算出されたのでしょうか。

○山根委員長

山本委員に申し上げます。

指定管理者の管理の今回出ている議案について、ここに上がっているものがないことについての質疑については、審査外だということになると思います。先ほどまでも答弁もありましたし、いかがでしょう。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時13分 休憩

午前11時29分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
では答弁ありますので。
杉安副市長。

○杉安副市長 指定管理をどの社にするかというのが、この議案の提出の理由でありますから、その視点でもお答えをしたいと思いますけれども、それは先ほど来の繰り返しになるのですが、まず、最後に、山本委員御質疑があった認定率ですが、これは介護保険計画の中で推計しておる認定率を使って、今、課長が答えて、答えた中身は、安芸高田市の中のデイサービス事業をしておられる事業所というのはたくさんあります。甲田でも、2つあります。隣の町でいけば、向原にもあります。

全市で捉えたときに、認定率から、また人口推計から、そして、今現在やっておられるふれあいセンターこうだ以外の施設で、その定員とか、利用者、そして、認定率を基にした将来の介護が必要な方々の人口推計とを見比べたときには、十分充足しておりますよということを答弁で、課長が申しあげましたので、その数字は、そのまま御理解をいただいているんだろうと思います。

ただ、条例に書いてあることをおっしゃられるので、先ほど私申し上げたように、3月の定例会で、その条例を廃止する予定ということを行いました。これは、今現在そのふれあいセンターこうだを使っておられる利用者さんいらっしゃるの、この方々には、社協のほうからしっかり、じゃあ今後どうなりますからこういうところで代わりにデイサービスを受けていただけるように手配しますとか、いろいろこの3月末までにやらなくてはならないこともあると思いますので、その後に条例の廃止を出させていただいて、4月1日からの状況は、そのように決めたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、あくまでもこれは、社協さんが施設を使ってのデイサービス事業は撤退をしたいという経営上の判断でおっしゃられたから、今こういう状況になって、指定管理から戻すという判断をしました。

もう一つ繰り返しになりますけれども、安芸高田市全域で、デイサービスの需要と供給でいいますと、十分ふれあいセンターこうだを除いた施設で充足しているので、将来不安に思っただくことはないだろうというふうに、先ほど課長が答弁をさせていただいたと思います。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 執行部のほうは、私が今言いよる質問のことが分かっていたらとるんでしょかね。今のふれあいセンターこうだをなくすことによって、デイサービスがなくなるという認識はあるんでしょうか。社協がせん言うからなくなるんであって、私らがなくすんじゃないと、こういう認識なのか、この指定管理をやめることによって、デイサービスがなくなっ

ていくんじゃないと、その施設の利用もなくなるんだと、こういう認識で提案されとるんでしょうか。前者か後るか教えてください。

○山根委員長 答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長 デイサービスそのものは、先ほど副市長も申し上げましたとおり、キャパシティとしては、需要に対して供給ができる状況だというふうに認識をしております。

ただ個々人の御都合といいますか、今使っていらっしゃる、馴染んでいらっしゃるところが変わられるといった負担は、個々人ではどうしてもあろうかとは思いますが、デイサービスのほかの施設のところもお聞きしましても、利用率が7割に満たないという、また、寒い時期、暑い時期、特にもう5割ぐらいになることもあると言われておられまして、定員の的にも十分充足しておるといふふうには、現時点では認識をしております。

社会福祉協議会さんがされておられるこのデイサービスについてですが、継続をされるということであれば、当然これが指定管理でなくなったとしても、例えば、この施設を貸館という形の利用であっても、事業継続をされるかどうかいうところも協議をさせていただいております。

その中で、貸館という形であってもデイサービスの事業継続については、やはりそこは、施設の規模が事業に合わないというようなところもありまして、そこについては辞退をされておられます。

いわゆる貸館であっても、そこでのデイサービスの事業継続はされないというふうに機関決定されたというふうに聞いております。

以上です。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 社会福祉協議会は社会福祉協議会の実情があるんじゃないと思うんですけど、その相手がそういった介護サービス事業をやめるんじゃないと、デイサービスをやるんじゃないというようなスタンスでおるのはしようがないと思うんです。

ただ、行政が介護事業をどう考えるかといったときに、先ほど課長もされたように、充足する環境には十分あるんじゃないと、今言われました、なくなってもええんじゃないことを言われました。需要に供給は十分整っておるんじゃないと、そういうことを今言われたようなんで、それなら、その施設がなくなることについて、致し方ないのうというふうに思うんです。そこんところをはっきりと今もう一回言ってほしいんですけど。

それは思うんですじゃ駄目です。思うんですじゃ、思ったんですが失敗しましたというようなことになるんで、今の現実の数字を拾った上では、そのデイサービス事業がその1事業がなくなっても、こうだの中で1事業がなくなっても、それは行政から見ても、十分充足可能じゃと、それで、社協の申出も受け入れるし、その施設も廃止してもええんじゃないと、

そういうスタンスになってることを言うてもらったたら、安心して賛成しますよ。それが、いや分からんのですけどどのような状態だったら、じゃなくてもう一度そこんとはっきりしてください。

○山根委員長

藤本市長。

○藤本市長

お答えいたします。

先ほど来、副市長、課長とるる説明させていただいたように、甲田町については、今後も、そのデイサービスは充足しとるという判断をしております。

よって、そのふれあいセンターこうだで、設置条例の中にデイサービスをやるということが文言が書いてあるんで、本来であれば、社協は撤退、その代わりにどっかを募集して判断するんではないかという作業はないんじゃないかなという思いもあったんだと思います。

ですが、その作業は必要はない。もうふれあいセンターこうだで、そのデイサービスをする必要はもうないという判断をしました。

それで、その代わりに、今利用しておられる方々は、今の社協の方々が3月末までにしっかりと特養だとかいろんな現在サービスを展開されているところに、移行してもらうように、手続を丁寧にしてもらい、閉じていくという判断でございます。

ですから、甲田の人が、デイサービスを使うところがなくなるようなことにはならないという判断をしております。安心をしていただきたい。それではどうでしょうか。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員

今の市長の拾っていただいた答弁で、おおむね安心しているところでもあるんですけど、改めて、ほかの施設を合わせても70%に今満たないというところで、%でさっきお答えいただいたんで、暑い寒い時期によっても50%切ることもあるというところで、一応確認周知の意味でも、ふれあいセンターこうだが、入居者の、デイサービス利用者的人数、数でいって、ふれあいセンターこうだが、もし仮になくなったとしても、パーセンテージが、その90%、100%を超えるようなことはないかというところだけ、具体的に答弁いただけたらなと思います。答弁を求めます。

○山根委員長

答弁を求めます。

岡野課長。

○岡野社会福祉課長

現在の社会福祉協議会のほうでされておられるデイサービスも、定員いっぱいになる状況ではないというふうに聞いております。

市内全体のデイサービスをやっておられるところのお話を聞きましても、先ほど申しましたように、なかなか70%いかないというところで、それは収益にも関わってきますので、なかなか苦慮をしていらっしゃるということも聞いております。

ということは、供給のほうが今大きいという状況だというふうに認識しておりますので、地域限定で甲田町ではという考え方にいくと、またちょっと数字は違ってくるかとは思いますが、安芸高田市全体としてはサービスの需要に対して、供給のほうが、今大きい状況だと認識しております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

別の点で、堆肥センターのところ、ちょっとお伺いをしたいんですけど、3つある堆肥センター全て前回3年指定で、今回1年の指定に変わっております。公共施設の廃止スケジュールとの兼ね合いもあるとは思いますが、かなり具体的にもう少し詳細伺えればと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

今回、堆肥センター3施設、これまで3年の指定管理の施設だったんですが、今年から1年という形になりましたのは、公共施設の総合管理計画の中で、2026年が譲渡という形になっておりますので、その整合性を取ったことになります。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

益田委員。

○益田委員

まず、整合性を取ったというのが、次の1年の指定管理期間の中で、また協議などが立たされていくと思うんですけど、この辺りの今の時点でどのくらいというところが、具体的に難しいかもしれませんが、協議の方向性だったりとか、市としてのお考えが伺えればなと思うんですが、いかがでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長

現在のところ、まだ具体的な話をしている状況ではございませんが、譲渡するにしても、なかなか儲かって仕方ないような施設でもないもので、そこらを管理者等々、いろいろ協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

そうですね、本当に来年に迫る中で、まだ本当に具体的な話がないというのを事業者の方からも漏れ聞いておりますので、その辺りをしっかり進めていただければなという思いもあるんですが、同じ指定管理のその期間のところというと、香六ダムのところ、アートフィッシングさんの分は、前回は3年指定だったのが5年に延びているのかなというところで、この辺り管理期間を延ばすに至った経緯を伺えればなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

森田課長。

○森田農林水産課長 香六ダム公園の指定管理者につきましては、隣接するため池で、管理釣り場を経営をされていらっしゃるという事で、その釣り場と併せて、公営管理を行っていただいております。

この公園と釣り場を同時に管理運営するということで、相乗効果が生まれてきて、集客にも大きな効果が出ておられて、施設の管理も適正に行われております。

それに加えて、この施設は指定管理料ゼロ円ということもありまして、ほかに管理運営できる方もいらっしゃるということで、できるだけ長い期間の指定管理をお願いしたいということで、5年を選択をさせていただきました。

以上でございます。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 今の向原農村交流館やすらぎのほう、これは2024年から1年ごとで、ずっと1年指定が続いているという状態なんですけども、過去の委員会でも、譲渡の協議だったりがあり、また単年度で見直していくというところがあったんですが、これについては、進展だったりとか、今の現時点でのやすらぎについての進捗のところ、お伺いできればと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

稲田課長。

○稲田地域営農課長 やすらぎにつきましては、2024年から単年度になっています。

それまで、指定管理料500万円でやらせていただいたところを、いろんな経費の部分の見直しという中で、390万円にさせていただきました。

そのその390万円で実際にやっていけるかどうかを確認するために、複数年でなく、単年度で進行するという形になります。

ここの施設の譲渡につきましても、管理されているふるさとネットやすらぎ会のほうと協議しておりますが、観光施設として、位置づけがあるんよということで、この辺の見直し含めて、今検討している状況でございます。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

小松委員。

○小松委員 高宮町のパストラルが新規ということになっているんですけども、経緯を詳しく教えていただければと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 今回、新規として、高宮町ショッピングセンター施設パストラルということで、これまでの経緯を少し説明させていただきます。

平成7年に、旧高宮町若者定住対策事業の一環として整備されたものでございます。開業当初より、普通財産として運用し、賃貸借契約を商

工会と結び運営してまいりました。

当初は、高宮町商工会が、商工会合併後は、安芸高田市商工会が運営を引き継いでおります。

令和5年度には、行政財産での運営が適切であると判断し、設置管理条例を制定しました。その後、テナント入居者、商工会、JAとの施設運営について協議を重ねた結果、指定管理方式が望ましいとの結論に至りました。

これまでの経緯や長年の施設運営実績を踏まえ、安芸高田市商工会を予定管理者として定めさせていただきました。

以上でございます。

○山根委員長

よろしいですか。

小松委員。

○小松委員

結構、施設がかなり老朽化しているとは思いますが、施設の修繕等は、市のほうがやっけていき、中の指定管理のほうは、もうゼロ円ということをやっけていただけるということでよろしいでしょうか。

○山根委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

委員おっしゃるとおり、施設のほうもかなり老朽化がしております。この間も、賃貸借契約を商工会と結んでいるところでもございましたが、市のほうが、修繕のほうを行ってございました。

今後も、修繕のほうを、大規模修繕につきましては、市のほうが行っていくということになるかというふうに思います。

以上でございます。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員

温水プールのところについて、1年の指定管理から今回は5年の管理に変わるということで、ここについての詳細を伺えればと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

井木課長。

○井木生涯学習課長

温水プールにつきましては、通常は3年間、今までは3年間の契約としておりましたが、今年1年で運営方法などを少し検討するために、あえて1年としております。

現在、指定管理者の運営は、市民サービスの維持、安全管理の徹底の観点から問題ないことを確認しておりますので、この実績に基づき、5年間の契約へ移行する判断をいたしました。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

最後の葬祭場のところ、期間変わらず5年間のところで、今回合葬墓等が加わることで、指定管理の予定額とか、今出ているところって何か影響があったのかというのを簡単に伺えればと思います。

○山根委員長

藤井課長。

- 藤井社会環境課長 このたびの指定管理のこの額を設定するに当たっては、影響はございません。
以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
小松委員。
- 小松委員 温水プールのことなんですが、1年の検討を経て、上のほうに問題がないということで5年ということなんですが、コロナ禍かなり大変な時期を経て、コロナ後の利用者数等増えて、上のほうが少しよりよくなっているのかなというふうに思っているんですが、その辺教えていただければ、お願いします。
- 山根委員長 答弁を求めます。
井木課長。
- 井木生涯学習課長 温水プールの利用者につきましては、やはりコロナ前の数値よりはまだ下がった状態ではあります。
ただし、年々徐々に回復している状況ではありますが、まだいまだに回復までは至っていないというような状況であります。
以上です。
- 山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第70号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第70号の審査を終了いたします。
ここで、説明員入替えのため、暫時休憩といたします。
~~~~~○~~~~~  
午前11時41分 休憩  
午前11時43分 再開  
~~~~~○~~~~~  
休憩を閉じて、会議を再開いたします。
次に、議案第71号、財産の無償譲渡についての件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 それでは、議案第71号財産の無償譲渡について説明します。

説明資料の1ページをお開きください。

1、概要についてです。

このグラウンドは、安芸高田市に合併する前の旧吉田町時代、昭和51年に工業団地の福利厚生施設として造成されました。

その後、平成16年の合併以降は、安芸高田市が「吉田丹比グラウンド」として管理しておりました。

平成30年の条例改正に伴い、市の管理対象から外れ、以降は丹比地区の住民がコミュニティの場として利用されてきた経緯がございます。

その後、市では、令和3年8月にこの土地を企業誘致の用途とする方針を決定いたしました。現在まで売却は実現しておらず、具体的な活用をめどは立っていない状況です。

2、土地の概要については、吉田町西浦字日南山835番27、雑種地で、6,642平方メートル、うち平たん部が4,370平方メートルとなります。

3、譲渡先については、株式会社サンフレッチェ広島です。

4、経緯については、株式会社サンフレッチェ広島より同クラブのユース寮に関して相談がございました。

既存の寮は、築25年が経過し、老朽化が進んでおり、空調や水回りなど修繕費が増加、さらに、手狭になっていることから、移転を検討されているとのことであります。

また、新たな寮では、サンフレッチェ広島のアカデミー強化プランとして、これまでのユース選手（高校生）に加え、ジュニアユース選手（中学生）の受入れも計画されています。

これは、若年層の育成を重視し、「日本一の育成型クラブ」を目指す同クラブにとって、重要な挑戦となります。

クラブといたしましては、長年ユース選手の受入れで実績のある安芸高田市とともに、この調整に取り組みたいとの強い意向があり、新たな寮建設のための土地を紹介してほしいと要望がございました。

市としては、クラブの意向を受け、候補地を検討した結果、日南山丹比グラウンドが最適であると判断いたしました。

その理由としては、主な練習場であるサンフレパークと選手が通学する吉田高校・吉田中学校の間にグラウンドが位置し、移動の利便性が高いことが挙げられます。

また、現在このグラウンドの具体的な活用計画が定まっていないことも選定の大きな理由となりました。

2ページを御覧ください。

無償譲渡する理由については、サンフレッチェ広島が、ジュニアユース選手を対象とした「アカデミー強化プラン」を安芸高田市で実現することは、本市にとって大きなメリットがあると考えます。

具体的には、少子化で生徒数が減少する本市の中学校に毎年15人の中学生が加わることは、学校教育にとって大きなインパクトとなります。

また、サッカーにひた向きに取り組む選手が身近にいることは、他の生徒にもよい刺激となります。これにより、市内外のサッカーに取り組む選手にとって本市が憧れの目標にもなります。

さらに、ジュニアユース選手の受入れは、地域住民の応援機運を一層高め、地域スポーツの活性化やコミュニティへの愛着を育むことにもつながります。

チーム関係者やサポーターの来訪が増加し、多様な関係人口の創出にも貢献すると考えます。

以上のことから、この「アカデミー強化プラン」は本市にとって非常に有益であると判断いたしました。つきましては、新たな寮建設のための用地として、土地を無償で譲渡したいとするものであります。

以上で説明を終わります。

○山根委員長　　これより質疑を行います。質疑ありませんか。

益田委員。

○益田委員　　この件については、無償譲渡、以前のところでサンフレッチェとの連携のどこだったりは、全員協議会等でも丁寧に説明いただいたので、そこまで反対を意識してというところではないんですが、以前、過去、2022年度、23年度で、2,969万円の最低売却価格というところで、一応公募売却の対象としておられたところなんですが、この年度の結果とかについて、詳細をちょっと伺えますでしょうか。過去の、公募はしたんだけど何も応募がなかったのかとか、そういったところ。

○山根委員長　　答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長　　企業用地としての売却を目指しておりましたので、所管する課が商工観光課となりますので、経過についてはちょっと存じておりません。

以上です。

○山根委員長　　益田委員。

○益田委員　　恐らく経緯のところ、具体的な活用めどが立ってないというところからも、実現に至らなかった、恐らくは応募がなかったのかなとは推察はしたんですが。そうすると、やはり3,000万円近くの土地を持っていたとしても、活用用途は無償譲渡するほうが有益であるという判断は、一定数理解できるんですが、この無償譲渡に当たって、その譲渡後、譲渡した結果、じゃあそこに寮が建つんで、今度は造成の費用を一部市がとか、道路の改修を市がというような、要は、これを無償譲渡したことによるプラスアルファの出費で、現在のところで、市が想定しているものとかがあれば、併せてお伺いしたいなと思います。

○山根委員長　　答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長　　譲渡後の建設につきましては、株式会社サンフレッチェ広島さんが行うというふうに伺っておりますので、現在、市が負担するということは

ないというふうに思います。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 建設について、サンフレッチェさんの負担で全部やっていただけるところで、要は道路の進入路だったり、水道だったり、じゃあ、あそこ山間なんで、除雪が頻繁に入ってきたりするのかなとか、その辺りも含めて、送迎対応とかも含めて、市は負担しないというところで明言できるものと理解してよろしいのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 今のところは、市が想定するものはないというふうに判断しております。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 今の答弁に関係もするんですが、企業誘致の企業用地だったということですが、そのところは分かりませんというのはいかがなものかなと思います。これまでの経緯が。その経緯も含めて報告するというのが本来の姿じゃないですか。

以前にも、企業誘致としていろいろ話があって、面積的なことも含めて、いろいろ経緯があったというのは、私も漏れ聞いてますけども、その経緯も含めて、こんなふうにしましたというところからすると、以前の企業誘致のときのことは知りません。担当課が違いますというのは、少しまずいんじゃないかなと思いますが、そこら辺いかがですか。

○山根委員長 暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時52分 休憩

午前11時52分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて再開いたします。

13時まで休憩。

○熊高委員 休憩前に。

○山根委員長 休憩の前に良いですか。

熊高委員。

○熊高委員 調べてもらって、また報告するということでしょうから、それはそれでいいんですけど、もう一つ、もし調べることが必要だったら、前もって言うておきたいと思いますが、経緯の中で、築25年を経過した既存の寮ですよ。だから合併前の施設ですから、この経緯が私はほぼ分かってないんです。これを今後どうするんかということは、サンフレッチェの財産なんだろうから、そこも含めて、ほとんど私には見えてこんので、この経緯も含めて分かれば知らせていただきたいなというふうに思います。

○山根委員長 では、執行部のほうは、担当課も含めて、休憩後に、改めて説明に入るということです。

では、13時まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時54分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

執行部より答弁を求めます。

松田課長。

○松田商工観光課長 工業団地の関連におきまして、少し経緯も含めて御説明のほうさせていただければというふうに思っているところでございます。

まずもって、日南山工業団地でございますが、もともと工業団地内の福利施設として設置された丹比グラウンドでございました。

以降利用がなくなり、市の企業用地として売却を目的で公募をさせていただいたところでございます。

公募につきましては、期間は令和4年から2回行っております。令和4年11月28日から12月20日までの申込期間、吉田町この西浦のグラウンドのところですよ。

次に、令和5年12月1日から工事いたしまして、12月25日の申込期間で募集をさせていただきました。

こちらにつきましても、吉田町の西浦と、あと八千代町の藪崎というところがございます。こちらの2件を公募かけました。

期間中ですが、藪崎のほうにつきましては、入札いただきましたが、吉田のほうにつきましては、不調になったというところでございます。

その後、安芸高田市の普通財産売却随時募集申込み事務処理要領の規定に沿って、準用いたしまして、随時募集のほうを継続してまいりました。

この間の問合せでございますが、何社か電話での問合せのほうがございました。もともと企業用地、いわゆる工場用地を目的としておりましたが、蓄電池を置く場所でありませうとか、ソーラーパネルとか、そういうような問合せが多くございました。あとは運送業ようなところもありましたが、基本的には工業用地というところでのお話をさせていただきながら、また企業さんのほうともいろいろ話をしましたが、期間中に申込みがなかったと。

さらに、その場所でございますが、のり面が多くございまして、なかなかそういったところもネックになったんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。

その後、令和6年度サンフレッチェ広島ユース寮の建て替えの予定地になったため、令和6年8月26日に政策企画に所属替えを行ったところ

でございます。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

続いて、現在の三矢寮の今後についてでございますけれども、現在の安芸高田市吉田町にあるサンフレッチェ広島の三矢寮は、新しい寮が完成するまでは、ユース生が使用し、その後の活用については、サンフレッチェ側で検討されるものと考えております。

活用策につきまして、市のほうに相談があれば協議を今後していくことになるかと考えます。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

詳しくありがとうございました。

今の三矢寮は、全く市が関係せずに、サンフレッチェが独自で造った寮というふうに認識してよろしいんですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

現在の三矢寮につきましては、サンフレッチェさんのほうで建設された建物となっております。

○山根委員長

熊高委員。

○熊高委員

どっちも当然サンフレッチェの所有ということですね。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

どちらもサンフレッチェの所有でございます。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

ちょっとこれ全般なことでお尋ねするんですが、無償譲渡した土地なりですが、経過した後、いわゆるまた20年とか30年たって、そこがもう使われんようになったと、そういうときに無償譲渡しているんで、譲渡先が全部決めるということになると、これは転売、転売、転売とか、もし可能性を考えると、行き着く先がどこか分からんような、極端に言えばごみ処理場でも造ろうかということになったときも、市としては規制がかけれんわけですよ、これ。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

おっしゃるところの譲渡した後のところについては、やはりその譲渡する際に、何らか協定の中に、何年間はこのように使ってもらいたいとか、その後のことについても、少し決め事をする必要があるかなというふうに思っております。

以上です。

- 山根委員長 質疑ありませんか。
小松委員。
- 小松委員 土地の無償譲渡が行われた後に、計画等で地元等は説明会があったりはするのでしょうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 必要があればと言いますか、地元のほうには、その計画については説明をしていきたいというふうに考えております。
以上です。
- 山根委員長 小松委員。
- 小松委員 事前に地域とか、振興会等からは、特に何も意見もいただかずに、一旦無償譲渡のこの議案を通した上で、地域には説明をしていくということではよかったですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 これから行っていくという、そういう流れになると思います。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。
〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第71号、財産の無償譲渡についての件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で、議案第71号の審査を終了いたします。
続いて、所管事務調査を行います。
公共交通再編についての件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
黒田政策企画課長。
- 黒田政策企画課長 御説明の前に、資料1の3、運転手人数の変化に係る資料に間違いがございましたので、差替えをお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。
それでは、公共交通再編について説明をいたします。
1ページをお開きください。
資料1-1、左側の地図は、再編前の公共交通路線図、右側は、再編後の登校イメージ図です。なお、変更箇所につきましては、楕円で薄く囲

っている部分となります。

今回の交通再編により路線が廃止される美土里町の風の谷内山線、向原町の上有留線、出口線の各地域の方につきましては、スクールバス、またはお太助ワゴンの運行により、登校いただくイメージとなります。

続いて、2ページをお願いいたします。

ページの右側が再編後の小中学校の下校のイメージです。

通勤通学のために、朝の始発便1便のみを運行する美土里町の曾我神社線、高宮甲田町の船佐線については、下校時間帯の運行はありません。

このため、これらの地域の方もスクールバス、またはお太助ワゴンの運行により下校をいただくこととなります。

3ページをお開きください。

高校生の登校及び出勤等に係るイメージ図となっております。

左側の地図が再編前の公共交通路線図、右側が再編後のイメージ図となります。小中学校とは異なり、スクールバスが運行されないため、路線がない地域につきましては、お太助ワゴンの運行となります。

続きまして、4ページをお開きください。

ページの右側が再編後の高校の下校及び退勤のイメージとなります。

小中学校の説明と同様に、お太助バスが朝の1便のみ運行される地域があるため、各支所の周辺より先の地域につきましては、お太助ワゴンの運行により対応いただくこととなります。

資料の1-3を御覧ください。

運行に係る再編前後の運転手人数の変化を比較したものです。

お太助バスについては、5路線削除したことにより、運転手は再編前の12名から7名へと5名の減少となります。

お太助ワゴンについては、朝夕の運行時間を延長することに伴い、運転手は再編前の10名から18名へと8名の増加となります。

結果として、再編に伴い、運転手の総数は3名の増加となる想定です。

なお、再編に伴い、専用のハイエースの車両だけでなく、受託事業者のタクシー車両も使用可能となりますので、これにより、状況に応じた運転手の柔軟な配置が可能となり、効率的な運行につながると考えます。

続いて、6ページをお願いします。

資料1-4は、運行に関わる再編前後の燃料費を比較したものです。

お太助バスについては、5路線削減したことにより、1日当たりの走行距離及び回送の数が減少し、運行効率が向上しました。

結果として、年間で300万円程度の削減が見込まれます。

下段のお太助はワゴンにつきましては、朝夕の運行時間を延長することに伴い、燃料費は年間で270万円程度増加する見込みです。

結果として、再編に伴い燃料は年間で約33万円の削減となる想定となります。

7ページをお開きください。

資料1-5、再編後において発生する乗り継ぎ時の影響についてです。公共交通機関お太助ワゴンとバスの乗り継ぎが発生することによる利用者の負担とそれに対する具体的な対策案をまとめたものとなります。主に3つの負担が想定されます。

1つ目としては、料金負担の増加ということで、それぞれの交通機関の料金が必要となりまして、全体的な交通費が増加する場合がございます。

次に、移動時間の増加、乗り継ぎ待ちの時間が発生するため、目的地までの所要時間が長くなる可能性がございます。

3番目が乗り降り負荷の増加ということで、乗り継ぎのために車両を乗り降りする必要がある、特に高齢者や体の不自由な方にとって負担が生じることが想定されます。

これらの対策といたしまして、対話集会の中で出てきた声などから、お太助ワゴンの直通便の運行について見直しを検討することにしました。

また、移動時間や待ち時間の負担を軽減するため、主要な乗り継ぎ拠点の整備を改善し、待ち時間を有効活用できる環境の整備も引き続き行ってまいります。

乗り継ぎ拠点の整備につきましては、主要な乗り継ぎ拠点5か所において、設備導入や改修を計画しております。これは、主に来年度で予算化し、実施予定としています。

概要としては、全ての拠点で、バスロケーションシステム、バスの到着時間等が分かるものとなりますが、それとW i - F i の導入を行います。

また、待合所として、雨風をしのげる施設を想定し、机、椅子、冷暖房等の設備も進める予定としております。

待ち時間をただ待つ時間ではなく、バスロケーションモニターでのイベント情報でありますとか、W i - F i を利用して、情報収集、利用者同士のコミュニケーションの場として活用してもらおうことを目指しております。

8ページをお開きください。

交通再編に関するこれまでの協議内容についてです。

市では、持続可能で利便性の高い公共交通体系の構築を目指し、2023年4月以降、継続的に協議を重ねてまいりました。

公共交通協議会でございますとか、所管事務調査を通して、交通再編の検討を進めてきたところでございます。

2025年1月9日開催の安芸高田市公共交通協議会においては、地域公共交通確保維持改善事業に係る事業評価を书面決議いたしました。

これは、国の補助金に対するお太助ワゴンの事業評価として、利用人数や満足度等を国へ報告するものでございます。

また、2025年9月19日開催の公共交通協議会では、交通再編の内容に

ついて協議を行いました。

協議時に出た意見につきましては、こちらに記載のとおりとなります。
最後に、対応策の見直しについてです。

このたびダイヤ改正後の乗り継ぎに伴う影響を検討していたところ、直近の対話集会等で、市民の方から乗り降りの負担が大きいと、直通便を検討してほしいという御意見をいただきました。

これらの意見を受けまして、現在進めているハブアンドスポーク型の交通再編計画案を基本としつつ、吉田中心部への直通便、朝昼計4便を残す形で、再度検討を進めることといたしました。

それに伴いまして、当初予定しておりました2026年4月の再編実施を2026年10月に延期していきたいと考えております。

今後につきましては、改めて公共交通協議会の開催でございますとか、関係機関への申請等の必要な手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員 これはもう皆さん目にされたと思うんですが、この発表がありまして、中国新聞の読者の投稿欄に、向原の方だろうと思うんですけど、心配でいけんというのが投稿されました。この話はこれに限らず、利用者の方からどうも便利が悪くなると、さっきも説明が若干あったんですが、乗り継ぎの問題が、特にクローズアップされて、市のほうとすりゃあこれが最善の策じゃというふうになっとるんでしょうが、利用者から言うたら、この乗り継ぎをどうにかしてほしいという意見が物すごくあるんです。その辺はどういうふうにお考えなのか。今、施設を改善するということを言われたんですけど、それより以上に、乗り継ぎ以上に、便利はよくなるんじゃないところは説明してもらえりゃ、わしらは安心できるんですが、その辺どうなんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 そういった御意見を多くいただきましたことと、先ほど申しましたように、対話集会等で直接乗り降りの負担が大きい、直通便を残してほしいという御意見をいただいたことに伴いまして、今回、当初予定しておりました4月の再編を10月に延期させていただきたいと考えております。
その期間で、朝昼計4便を、例えば甲田向原から吉田町に直通する便を残すような形でも検討していきたいというふうに考えておりますので、少々お時間をいただきたいというのが今回の報告となります。

○山根委員長 高下部長。

○高下企画部長 もう少し補足をしますと、見直すというところについては、多く意見をいただいたところで、一部そういうふうに見直す必要があるなという

ふうに考えています。

改めて、今回見直しをすることで、利便性が高まる点としましては、甲田地域、それから向原駅のところから市内中心部へ向かう便については、便が増えます。

そこに、例えば市外から来られる方、それから市外に移動される方が市内でおられたときに、そこを経由することで、移動が今までよりは、随分容易になるというふうに考えております。

ですので、これまでは、高齢者の方にとっては、非常に便利のよい乗換えせずに、市内中心部に行けるという形があったのですが、今回の見直しをすることによって、今の利用者の方にとっては、確かに乗り継ぎができて不便にはなるというところではありますが、新たにこれまで使ってこれなかった方に使っていただけるチャンスが大きく増えるというふうなところが利点の1つであります。

見直しをする点というのは、高齢者の方、今、使っておられる方にとって、かなり利便性が落ちるなというところで、その妥協できる点がどのくらいのところになるかというのを改めて検討したいというふうなものです。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 少し基本的なことの確認なんですが、交通協議会ですかね。これには、事業者は、どういった形で参画をしておりますか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 事業者につきましては、交通協議会の委員として参加をして、御意見をいただいております。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員 では、市内に何社かいると思うんですが、その代表という形なんですか。全ての人が出ておるわけじゃないんでしょう。

○山根委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬政策企画課企画調整係長 代表という形になりますけれども、市内のタクシー事業者の方2名、そして、バス会社、備北交通の方になりますけれども参加をしていただいているという形になっています。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 事業者代表ということで2名ということなんだろうけれども、その事業者の協議会、事業者間の協議会というのは、どんなふうにされとるんか把握の上で、代表者という形になっているんですか。

- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 この公共交通協議会の委員に選定されたというのは、ちょっと昔の話なんで、どういった選定方法かというのは、ちょっと承知しておりませんけれども、今回の交通再編につきましたの協議につきましたは、各事業者に、市のほうから出向いていきまして、経緯と再編の内容については説明をして回っている状況でございます。
- 山根委員長 熊高委員。
- 熊高委員 何年前になるんですかね。最初にやってからという、今課長、各事業者出向いて聞かれたということなんで、細かく吸い上がっているはずなんだけど、事業者の中には十分な実態把握ができてないんじゃないかというようなことを漏れ聞かせていただいたんです。
だからその辺が、少し不安に思っ見ておるんですけども、十分なそういう聞き取りというのができとるのかどうかというのを改めて確認したいんです。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 各事業者につきましたは、個別に2回ぐらいお話をさせていただきました。全体では集まっていたいて、市役所のほうで、また説明を再度させていただいた経緯がございます。
- 山根委員長 熊高委員。
- 熊高委員 その中で、不安とか意見とかいろいろあったんでしょうけども、全てのことを網羅するということは当然難しいと思うんですが、重要なそういう課題というのはそこらで出てきた可能性はないんですか。ほぼ皆さん納得いただいた形で、お返しができとるということによろしいですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 全体の意見として、先ほど課題として挙げとる乗り継ぎ等については、不安はある、心配はあるんだけどということは意見ではございましたけれども、実際、この再編を行ってみたいと分からないので、やってみようという方向で、進めることとなりました。
以上です。
- 山根委員長 熊高委員。
- 熊高委員 かなり丁寧に聞かれたと思うんですが、いまだに近々の話ですから、そういう話があるということであれば、やはり実際に運行する事業者の皆さんが、そういう不安を持っておる、あるいは利用者の立場としてどうなんだろうかというふうに見られとるということもあるんで、改めて丁寧に、聞いていただく機会があればなというふうには思ってますんで、いかがでしょうか。
- 山根委員長 黒田課長。

- 黒田政策企画課長 利用者につきましても、運行事業者にも改めて、そういった機会、時間をいただきましたので、話を聞きながら進めていきたいと考えております。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
大下委員。
- 大下委員 1件ほどちょっと確認させていただきたいんですが、今まで通勤通学で利用されておる方々へのこの説明いうのはされて、利用されとる方は理解されておると、それで確認されとるということでもいいんですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 学校関係者につきましては、一度校長会のほうで、校長先生のほうに説明いたしまして、その後、各中学校には、職員が外向きまして、保護者と生徒さんには説明はさせていただいておりますので、御理解はいただいておりますと判断しておりますけれども、今、期間を延長させていただきということで、今申しましたので、また、変更を、今4月からの運用ではなく10月の運用になりますというのは、再度、中学校のほうには説明して、保護者と生徒さんに伝わるように、何らかの形でしていきたいというふうに考えております。
- 山根委員長 大下委員。
- 大下委員 通学のことに関しては納得しましたけど、通勤される方が利用されとる中で、御理解を得ておるのかどうか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 再編については、これから、再編が4月というスケジュールであったら、これから地元のほうに説明に行く予定にしておりましたけれども、再編が延長になりましたので、改めて詳しい再編概要が決まりましたら、住民説明会等で周知をしていきたいというふうに考えております。
- 山根委員長 大下委員。
- 大下委員 ちょっと順番が違うんじゃないかというような気がするんですけど、先に住民の意見もやっぱり納得してもらってからの再編のほうがいいんじゃないですか。
事業者との関係もあるからそうされるんかも分かりませんが、利用者の方がやっぱり優先じゃないかなというふうには思いますので、そこらお考えを。
- 山根委員長 答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長 利用者につきましては、毎年1月にアンケートを実施しておりますので、そのアンケートで、また、交通再編の今後の進め方について、全て聞き取りをして、そのアンケート結果に基づいて、再度、組立てを行っていきたいと思います。

今現在利用されていない利用者につきましては、住民説明会で周知をしていきたいと考えております。

- 山根委員長 大下委員。
- 大下委員 利用者に対して、やはり納得のいく説明というものは、やっぱりしていただきたいというふうに思いますので、そこらをしっかりとやっていただきたいと思いますので、お願いいたします。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 益田委員。
- 益田委員 今のすいません、1月のアンケートに関しては、以前も取られていた利用者数の上位400名のあそこを基準としてのものになるのか、ちょっと伺いたいなと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 現在想定しているのは、毎年実施しているアンケートで、今度はアンケート項目を今後の再編についても付け加えまして、利用実態のほうを把握してまいりたいと考えております。
- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 僕の理解が間違っていたら、また正していただきたいんですけど、4月の交通再編計画を一旦10月に回すところで、それを言ったら、折衷案というか、妥協点を探すという答弁あったと思うんですけど、要は、この4月から10月まで6か月延びた期間で、さらによりニーズと、それから実態のところをすり合わせていくというふうに理解しとるんですけど、そうなったときに、この400名に抽出しているこのアンケート結果というのが、そっくりそのまま利用実数で上位で取られてるんであれば、要は、利用頻度が少ないからこそ再編が起きるんであって、その400名の中に、そういった地域の方の声というのが全部拾い切れるのかなというのがちょっと疑問になってくるんですけど、その辺りでアンケート方法だったり、手法を見直されたりするお考えがあるかを、ちょっと一旦伺いたいなと思います。
- 山根委員長 高下部長。
- 高下企画部長 基本的には、今、お太助ワゴンの利用者の利用頻度の高い方のところでやろうとは思っています。
- で、何を知りたいかと、何を図ろうと思っているかといいますと、要は、乗り継ぎがあると不便なのでそれは困るというふうなことは、それは単純に聞けば、そういうお答えが返ってくるだろうと思うのですが、我々が気にすべきは、乗換えができない体の状態の方、乗り降りが非常にしんどくてやっこさ乗ってる人をわざわざ降りて、わざわざ乗せてというふうなことになっているのかどうなのかということを知る必要があるかなというふうに思ってます。
- ですので、項目としては、そういったことを知るためのアンケートの

質問項目を入れていって、乗り継ぎの状況がどうかというのは、やはり全体に確認するというのも一つあるんでしょうけれども、やはりそれは抽出という形で、利用頻度の高い方にお聞きすれば、傾向は出るのじゃないかなというふうに、今は思っております。

ですので、それはアンケートのタイミングとしては、1月に例年やっておりますので、そのタイミングで出ささせていただいて、例年の回収時期も2月ですので、2月の回収とし、その後、3月ぐらいのところで、どのような形に落ち着き、妥協点というふうに私言いましたけども、そのポイントがどこにあるかというところを検討した上で、次の案を作っていくというふうに思っています。

それが、案ができてから、皆様に御説明をしていくというふうなことで考えております。

- 山根委員長 益田委員。
- 益田委員 いわゆるその案ができてから、もちろん案ができない前に、リサーチとかで意見公聴会とかというのではなくて、恐らく内容がある程度固まってから、それを説明しに回るという想定でいらっしゃると思うんですけど、それは10月よりも当然前、かつ固まって報告した後に、まだ見直す余地が若干でもある状態のもので、説明会というのを住民に対して行われるのか、あるいはもう、決定事項を説明して回るという体のもになるのか、その辺り詳細を伺いたいと思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 現在、想定しているのは、ある程度利用の交通再編の案ができた段階での説明会を想定しているところです。
- 山根委員長 質疑ありませんか。
- 児玉委員。
- 児玉委員 10月に説明いただいたときに聞けばよかったんですが、ちょっとわからんことがあるんで教えてください。
- 向原吉田間ですが、向原駅からクリスタルアージュまで、今度は直通になると思うんですが、高田南部線、これ吉田側の停留所が分かればちょっと教えていただけませんか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 下瀬係長。
- 下瀬政策企画課企画調整係長 これが仮にできるという想定のところではあるんですけども、現在の想定では、中学校近くの馬橋バス停というバス停があるんですけども、あそこから農協の近くの青迫というバス停、それ以降はもう各バス停というところになりますので、今までと停留場所は変わらないという形になります。吉田側については。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 吉田病院止まるんだっただですかね。

- 山根委員長 下瀬係長。
- 下瀬係長 青迫の次が吉田病院、その次が市役所というふうになっております。以上です。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 もう一つ、高田南部線が、以前だと吉田口を回って行っったのが、今度は回りませんから、向原吉田口の間というのは、これは、戸島から甲田へ行くのか、向原の駅に来るのか、そこらちょっとよく分からんですが、この吉田口向原間というような運行ルートはどうなっとるでしょう。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 下瀬係長。
- 下瀬係長 今の吉田口周辺の方がどちらに行かれるかというお話、あと戸島、今の想定では、お太助ワゴン等で、それぞれの拠点に行っていただくことになっていて、そこで乗っていただくことになるんですけども、なので、戸島で吉田分かれのところから、甲田寄りの方にいらっしゃる方は、お太助ワゴン等でバス停の近く、または向原駅等の乗り継ぎ拠点まで行っていただいて、バスに乗っていただくというような形になるという想定です。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 境が非常に、吉田口と向原の戸島の境のほうとか、吉田口の方ですよ、向原駅へ出るんか、吉田口に出るんかと悩ましいんじゃないかと思うんですが、今の高田南部線というのは、向原駅を出ると、そこから先のトンネルに入るまで、あそこに停留所って多分ないと思ったんで、駅まで行かれることになるんだろうと思います。1回駅まで行って、また戻ってきてと、吉田に越えていくと。
- あるいは、吉田口に出られて、甲田に出られるんか、そういういろんな考え方あるんですが、そこらがもうちょっと明確にしていく必要があるんじゃないですか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 黒田課長。
- 黒田政策企画課長 いろいろ想定がされるんで、次の再編までにはちょっと実態をさらに把握して、停留所の設置でありますとか、そういうのも含めて、ちょっと検討のほう、進めさせていただければと思います。
- 山根委員長 児玉委員。
- 児玉委員 もう一点、今度あの駅に想定設備でW i - F iということなんですが、ちょっと従来の記憶があまり定かでないんですが、向原駅で使っておったときに、夜利用されて、いわゆる何て言うんですか、ちょっと治安が悪くなったんじゃないかみたいな話があったような気がするんですが、今後、この無料W i - F iをやることによって、駅周辺で、そういうことが起こることを想定されているかどうか、あるいは何か手があるのか、

そこらちょっと教えていただければ。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

乗り継ぎ拠点でJ Aとか、高宮のパストラル等の方と協議をする中でも、そういったフリーW i e F iで、いろんな人が夜中に来たり、冷暖房をつけて24時間開放しておくことによって、治安が悪くなることも想定されるという意見は聞いておりますので、その辺どういった手法で、解決できるか分かりませんが、昼間は学生の皆さんが使用されるということなんで、結構W i e F iとかは便利なんで、それも引き続き、検討の材料とさせていただければと思います。

そういった話を伺っておりますので、対処していきたいと考えております。

以上です。

○山根委員長

児玉委員。

○児玉委員

前回のときも、ぜひ防犯カメラをつけてくれとか、いろいろありましたんで、しっかりと検討していただきたいと思います。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

8ページの9月19日の交通協議会での協議事項の中で、No. 1で高田南部線がトンネルを通ることで吉田口方面の方が乗れなくなるため、周知が必要ということで、回答は説明会等で話をしていくことを言われとるんですけど、ここらの説明会の対象者、どのような方法でどういった人たちを対象に、説明会を考えておられるのか、そこらをちょっと教えてほしいんですが。

○山根委員長

答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長

この協議会で話したときの段階では、住民説明会ということで、各支所単位、あるいは希望される振興会等には説明に伺おうというふうに考えておりました。が、再度検討させていただくということになりましたので、時期は未定ですけれども、改めて、交通再編案が決まりそうになったときに、説明のほうを掛けていきたいというふうに考えております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

再編ができて、再度その対処法を考えるとされたんですけど、大変だろうと思うんですけど、吉田口のほうは、1つの小原地域振興会の案ですね、あの地域一帯をまとめた。あの単位ぐらいでは、バスが来んようになるという話なんで、皆さんは、今度はこういうふうな利用をしていただくんですということを周知する意味じゃ、あのぐらいの単位で、支所単位じゃなくて、大字単位いうんか地域振興会の中間の大きさの単位のところの説明をしていただければと思うんですが、考えの中へ入れて

いただけますか。

○山根委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 交通再編という重要な話なので、そういった単位でもしっかり説明をかけていきたいというふうに考えております。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 もう1点、時間が早まったり、出発時間が早まったりするような説明がありました。これは、通勤通学に大きな影響を与える中身じゃろ思うんです。身近な例で言いましたら、芸備線が、以前は1番言うて1番最初に行く列車は7時40分に着きよったんです、広島へ。それで、2番いうのが8時に着くのはありよったんです。

時刻の再編で、1番は7時3分頃に着くようなんができて、その次は7時40分頃に着くのがそのまま残って、8時に着く分がなくなって、8時半に着くように変わったんです。

それによって、もう8時に着く列車がなくなることによって、甲田町から広島方面へ通う通勤通学の者がほぼできんようになったという状態が起きたんです。

で、日常生活が随分変わったという、この再編計画で、式敷じゃったか、船佐だったか、10分ぐらい早うになるような時刻があった思うんですけど、たかが5分10分、10分ぐらい早うなっただけですが、そういうことによって、もう少し早く起きていかないといけん、今までこの時間に起きて行かれよったのに、早くなっただけのために、早く起きていかないといけんよなっただけ、もう行くのを諦めようかと、日常生活に影響する話なんで、その辺も意見を聞きに歩かれるなら、そのまま話を聞かれたらええんじゃないかと思うんですけど、そこらはどういうような考えでしょうか。

○山根委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 そういった話も聞いて回ろうとは思いますが、基本、今回の式敷線に関しましては、JRに接続し、より通勤通学がしやすい形での再編で、5分10分程度時間時刻を早めたという経緯がございますので、その辺もしっかり説明して御理解いただくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員 今回の再編で、大変住民の人が不安を持たれてて、不満もですけども、あったんですけども、市民対話による市政運営ということで、市長のほうで対話集会を大事にされて、市民の声を反映した見直しとスケジュール延長ということで、大変評価したいなと思いますし、安心しております。

その中で、ちょっと少し何点かお聞きできればと思います。

中学校の下校のイメージなんですけど、先ほど中学校のほうで説明会をしたということだったんですけど、出口線に関してはお太助ワゴンが出て、小中学校の送りだと思ってるんですけど、便に関しては、1便出て、例えば活動とかで2便目がないと困るような事態があったときの2便目だとか、そういったところの頻度はいかがなんでしょうか、お聞かせください。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

お太助ワゴンについては、現行の6便から12便に増やす予定にしておりますので、利用しやすくなっておると思います。

中学校の説明会でも出ましたけれども、例えば、クラブがもうちょっとしたいんだけどということになりましたら、センターのほうに御連絡いただいて、営業時間の範囲内でありましたら、延長ができたりするような仕組みにしておりましたし、例えば、テスト期間中で早く帰りたいときがあれば、事前に予約していただければ早く帰れるような対応も取れるようにということで、説明をさせていただいております。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

便数が増えたので、利用しやすいということなんですけど、その変更をかけたというの、毎日というか、基本はあんまり変わらないものかもしれないんですけど、早くなったり遅くなったりというのは、中学生が個別に自分で連絡をして変更をかけるということで大丈夫なんでしょうか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

中学校の状況を聞いてみますと、この間も教室の電話を借りて、ワゴンの予約等されとる生徒さんもいらっしゃったということで、引き続き、教室の電話を使わせてもらえるようお願いをしておりますので、そういった対応が可能かと思えます。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

小松委員。

○小松委員

直接中学生が変更できるということで安心しました。

続いて、向原駅の乗り継ぎ拠点なんですけど、今の整備の中に、机と椅子というところであったんですけど、1階のラポートのところ辺りなのかなと思うんですけど、あそこ空調も含めて、今から一旦見直しをかけるという場所にはなると思うんですけど、向原駅のこの1階の改修あたりと、この乗り継ぎ拠点としての機能が加わるんですけど、その辺のスケジュール感は大丈夫、スケジュールとあと冷暖房がどうなるのか、冷暖房はここには書いてはない状態なので、どのようになるのか、詳細が分かれば教えてください。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

向原駅、そしてJRの甲立駅等も含めて乗り継ぎ拠点となりますので、先ほど説明いたしました机とか、エアコン等の設備のほうは、充実させていきたいと考えておりますけれども、とり急ぎは、暫定スタートとい

う形で、全体の整備計画がまとまりましたら、改めて予算化して、市内の3か所の駅については整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

今から冷暖房も含めて、乗り継ぎ拠点の快適性とか、すごくいいなと思ったのが、コミュニケーションができるコミュニティ的なそういった要素もされるということなので、いい拠点、快適な拠点になればと思うんですが、ちょっと先ほどのレポートの改修あたり等はバッティングして、うまいこといくのかなというふうに思うんですが、その辺大丈夫なんでしょうか。

○山根委員長

杉安副市長。

○杉安副市長

委員御指摘のレポート、今も使っておられる方がいらっしゃって、その方々との交渉は引き続き行ってきております。

ただ、相手がいらっしゃるので、少し時間がかかっておるのも事実でありまして、実は昨日、幹部会議で、いろんな事務事業の進捗管理をしております。その中にこの項目があつて、担当は産業部になりますので、交渉中の部は。

私のほうで、その進捗を確認をして、少し今の再編の計画の中の乗り継ぎの拠点として、大事な場所として、今どっちもが位置づけてますので、こちらもそうですし、レポートのほうもそうですので、レポートのほうの整備を急ぐようにということで、指示を昨日しております。

ですから、間に合うように交渉しながら、先ほどのメニューの整備をしていきたいとは思っておりますが、引き続きその担当部のほうで、相手方に理解を得られるような交渉をしていきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長

ほかに。

○小松委員

小松委員。

分かりました。

続いて、お太助ワゴンの時間が1時間と3時間と4時間、1日の中で増えてくるんですが、これに関しては、何かこれがいいという、何か市民からの声があつての利便性向上のための4時間の拡大になっているんでしょうか。

○山根委員長

黒田課長。

○黒田政策企画課長

先ほども何回か話の中にも出ましたけれども、通勤通学の利便性と、夕方、帰りが早く閉まってしまうと、先ほどクラブがもう少ししたいんだけどという話もありましたので、そういったのも含めまして、時間を延長したという経緯がございます。

○山根委員長

小松委員。

○小松委員

最後なんですが、直通便が2便2便で4便増えるということで、非常に安堵されていらっしゃる市民の方が多くなると思うんですが、もともと

の計画で、八千代吉田線というのは、直接のワゴンが、そのままに残ると言ったところで、なぜ向原甲田とは違って、公平性に欠けるのではないかというような市民の声もあったんですが、広電に乗り継ぐような形で乗り継ぎ拠点とか、そういったところは考えられなかったんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 八千代吉田間につきましては、やはり先ほどおっしゃられたとおり、広電バスが大変充実しております、1時間とか40分に1本走っているの、それを活用してほしいということで、再編を行っておりません。

拠点につきましても、八千代吉田につきましては、特に設定する想定にはしてないというのが現状です。

○山根委員長 小松委員。

○小松委員 広電が充実しているから、ワゴンで拾って乗り継ぎ拠点でバスで移動するというような向原と同じような考えというのはされなかったということですかね。

○山根委員長 答弁を求めます。

黒田課長。

○黒田政策企画課長 おっしゃるとおりそういう考え方で、再編のほうをしていないということでございます。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

山本委員。

○山本委員 10月の全員協議会での説明資料の中に、2ページのお太助バスの路線の見直しというのが書いてありまして、芸備線や高速バス停への接続性を考慮したダイヤ設定を行いますというふうに書いてあります。

その右に、資料2でくっつくとるんですけど、どれがどのようになったのかというのはちょっと気になりまして、私がちょっと知りたいのは、外から入ってくる観光客が列車に乗って、向原の甲立とかいう駅に来て、それらの方がこのバスを利用して、美土里の神楽を見に行ったり、高宮の湯の森に風呂に入りに行ったり、そういうことが果たしてできるようになるとるんかのういうふうに思うんです。

ここの(3)お太助バスの路線の見直しというのは、増便し、利便性を高めると書いてあるんです。そこらの観光に向けたことは、どういうふう考えられて、どの辺を改善するようにされたのか、示してもらいたいと思うんですが。

○山根委員長 黒田課長。

○黒田政策企画課長 このお太助ワゴンの路線の見直しにつきましては、基本的には通勤とか通学、朝出勤とか通学される方のための利便性の向上ということで、JRとか高速バスの接続を意識してダイヤを構成しております。

おっしゃるとおり、観光面はなかなかちょっとこの再編では、弱い部

分がございます。日曜日も当然走っておりませんので、難しい点がございませうけれども、例えば、今回、お太助ワゴンを6便から12便に変えたことで、外部から平日になりますけれども、例えば、向原駅に来られた方が、かたくりとか、ミツマタを見学したいという場合は、ワゴンの予約をして御覧になられますし、湧永でございましたら、甲立駅に降りられて、お太助ワゴンを予約を事前にされて、湧永には観光に向かわれるというような形は取れるようにはしておりますので、結節点から観光地への便数については、利便性の向上を図ったところでございますけれども、先ほどの各駅、JRの駅とか高速バスの接続については、通勤通学を意識した再編となっております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

○山本委員

次に、今の関係を質問したことがあるんです。そうしたら、回答は、交通のことは再編計画を今考えていきおるから、その再編計画でもって、そこらは考えていきたいというのが、ずっとなんです。もう3年ぐらい続いとるんじゃないか思う。

また今回、発表があつて、これは大小そういうことを考慮した生活路線は大変かもしれませんけど、そこを考慮したものが出たのかなというふうにして感じとったんですが、今日、その辺をはっきり公告をしましたように返してもらえば分かるんで思ったんですが、今の返事では、また先送りになったように聞かれますけど、その辺はどういう考えでおられるのでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

高下部長。

○高下企画部長

観光のところに公共交通を使うようにというのを、この計画の中で検討しますというふうに申し上げました。

検討いたしました。平日については、今、黒田が申し上げたとおり、ある程度の対応がしやすくなった形にはなりました。市外から来られた方が、そこから先に行きたいところへというのは、ある程度できるんですけども、これを日曜日とか、お休みの日にということにしようと思ひますと、またこの費用と、それから乗られる方のあんばいのところで考えると、やはりそこは踏み切れなかったというのが、今回の再編の内容になります。

走らせればかなりのお金がかかりますし、それだけの方が来られる、すぐく有力な観光地でありますとか、それから、そういうところを引っ張っていけるといふふうなところとのセットでなければ、そこには踏み切れなないといふふうには思っておりますので、今回は半歩前進といふところになっております。

以上です。

○山根委員長

山本委員。

- 山本委員　　ということは、半歩前進言うても、要するに、中国自動車道で、横田のバス停降りた時点で、普通の日ですよ、普通の日に降りた時点で湯治村へは行かれんというようなことになっとるんですか。何か少しは考慮したと言われるんで、増便したいうて書いてあるんで、そこら辺は多少救われるようになっとるんでしょうか、普通の日。
- 山根委員長　　答弁を求めます。
黒田課長。
- 黒田政策企画課長　　平日でございましたら、先ほど申しましたように、ワゴンが6便から12便に増便になっております。先ほどおっしゃられた横田のところから湯治村に行く場合は、事前にはワゴン、予約は要りませけれども、ワゴンのほうに乗って観光地のほうに向かえるようには配慮しております。
以上です。
- 山根委員長　　山本委員。
- 山本委員　　お太助ワゴンは、ちょっと手続があつて、外から来るのに、お太助ワゴンの予約までして、来るような悠長なことはできんと思うんです。
今の定時運行のバス、お太助バスお太助けバスがあるように書いてあるんですけど、あれは通勤通学だけであつて、どういうんですか、ほかの日常の時間には走らんのでしょうか。
- 山根委員長　　黒田課長。
- 黒田政策企画課長　　バスについては、日常の時間も走らせておりますけれども、観光客さんの利便性を図った場合は、乗り継ぎをされていかれるよりは、ワゴンを予約されたほうがいいという判断でございますし、その予約が煩わしいということの対応といたしまして、今後、ウェブ等で、携帯等で予約することによって、ワゴンが、自分が下車したところから目的地まで向かわせてくれるというような仕組みも含めて、検討しておる状況でございます。
以上です。
- 山根委員長　　ほかに質疑はありませんか。
益田委員。
- 益田委員　　資料の1-6のところなんですけど、真ん中の1月9日の公共交通協議会の書面決議のところの3つ目の意見のところのナンバーの3つ目です。帰省者や来訪者の実績の利用実績どれくらいでしょうかと書いてあつて、2024年1月から2024年12月まで約110件と書いてあるんですけど、これそもそもバス、ワゴン、どういう系統のものでの利用実績になるんでしょうか。
- 山根委員長　　下瀬係長。
- 下瀬政策企画課企画調整係長　　これはワゴンの実績になります。
- 山根委員長　　益田委員。
- 益田委員　　これの計測というか、実際に市外から来られたとかの計測の仕方ってどういうふうな手法で取られたか分かれば、伺いたいんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長 この来訪者に対しての対応なんですけれども、通常であれば、市民の方であれば、御自宅を住所として登録するんですけれども、来訪者の方は、当然こちらには住所がないので、便宜的に市役所を住所にして登録を受け付けるようなことをしております。

そのような形で把握をしているというところです。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 分かりました。市役所で便宜的に登録された方に対しては、もう市外ないしは帰省で来られたんだらうという想定で取られたんだと思うんですけど、これ1年で約110件なんで、ひと月に10件もないようなところが現状だとは思いますが、もっと月またぎでなると、例えば、帰省の方だったら8月12月に特に集中されてるとか、ちょっと詳細のところもう少し分かれば、例えば、定期的な日曜日は不可能にしても、お盆、お正月あたりにそこが何かしら増便になったりとかという、そういうスポットを絞っての再編計画だったら、まだちょっと見えてくるのかなと思うんですけど、そういった視点での月分けのものとか、もし分かれば、ちょっと伺いたいなと思ったんですが、大丈夫でしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長 大変申し訳ありませんが、ちょっと資料を持ち合わせていないというところなんですけれども、原則まずお正月については、29日から1月3日まで運休ということになっているので、お正月というのはなかなかないというところです。

ただ、お盆につきましては、通常運行しておりますので、その辺りは、御利用される方はいらっしゃるかなと思うんですが、どの時期かというのは、先ほど申し上げたように、ちょっと今手元に資料を持ち合わせておりませんので申し訳ございません。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 分かりました。お正月の件、理解しました。お盆も今の印象でいくと、印象だけで難しいとは思いますが、あまり特筆して、お盆だけ爆発的に増えているとか、そういった印象はなさそうに見受けたんですが、そのような認識でよろしいでしょうか。

○山根委員長 下瀬係長。

○下瀬就業企画課企画調整係長 あくまで所感の話にはなってしまうんですけれども、お盆に集中しているというよりは、それ以外の時期で、例えば、かつての家を掃除に行きたいとか、時期を外して墓参りに行きたいとか、そういった個別のニーズで承ることが多いような印象です。

以上です。

○山根委員長 益田委員。
○益田委員 1個ページを戻って、1-5の資料のほうなんですけど、拠点整備のところの要対応設備で、ドコモバスロケーションシステムが入っていると思うんですけど、これの内容というか、要はバスの時間、定期運行の時間が見れるものになるのか、実際にちょっと遅れた場合には、そこも反映されるようなものになるのか、ちょっともし今の段階でビジョンがあれば、伺いたいなと思います。

○山根委員長 下瀬係長。
○下瀬係長 現在の想定では、遅れ、どの辺を走っているかというものが分かるようなものをつけたいと思っています。ただ、これは、バスについてになりますので、ワゴンについては対応できないという想定でいます。
以上です。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。
以上で公共交通再編についての調査を終了いたします。
そこで、換気のため、14時15分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時06分 休憩

午後 2時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
これより消防本部に係る議案審査を行います。
議案第76号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。
執行部より説明を求めます。
逸見予防課長。

○逸見予防課長 安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

説明資料1ページをお開きください。

初めに、林野火災予防についてです。

近年多発する大規模林野火災を受け、火災予防条例（例）が一部改正されることに伴い、安芸高田市火災予防条例の引用部分について所要の改正を行うものです。

次に、改正内容です。

1「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限について」です。

火災予防条例上の火災に関する警報は、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にします。

また、火災に関する警報の発令中における屋内での裸火の使用の制限

について、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、規定を削除します。

次に、2「林野火災の予防について」です。

市長は、気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報・警報を発令することができることとします。

注意報を発令したとき、安芸高田市内にある者は、解除されるまでの間、火の使用の制限に従うよう努めなければならないとし、警報を発令したときは、火の使用の制限に従わなければならないとします。

また、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることとします。

なお、本市においては、管内全域が森林または森林の周囲1キロメートル範囲内となることから、区域の指定は行わず、市全域を対象とし、注意報・警報の発令期間は国が通知で示す1月から5月までとします。

次に、3「火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出に関する事項」です。

火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為にたき火が含まれることを明確にします。

消防長は、条例第45条第1項各号に掲げる火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることとします。

なお、届出の対象となる期間・区域は、現行どおり通年及び市全域とします。

施行期日は、令和8年1月1日です。

続いて、説明資料3ページをお開きください。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令等についてです。

近年のサウナブームを背景に、屋外等のテントやバレルにサウナストーブを設置する事例が全国で増加しており、こうした消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じていることから、火災予防条例の制定基準となる「対象火気省令」が一部改正されること及び大規模地震時の電気火災対策として、感震ブレーカーの普及促進を受け、火災予防条例（例）が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容です。

火を使用する設備として規制している「サウナ設備」について、新たに「簡易サウナ設備」の区分を設け、現行の「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に変更します。

「簡易サウナ設備」について、安全を確保する装置等に係る規定を整備し、位置、構造及び管理の基準を定めます。

また、大規模地震時の電気火災対策として、住宅における火災の予防

を推進するため、本市が普及促進を図るものに「感震ブレーカー」を追加します。

施行期日は、令和8年3月31日です。

続いて、議案書を御覧ください。

右側が改正前、左側が改正後です。

2ページをお開きください。

「簡易サウナ設備」を第7条の2とし、改正前の「サウナ設備」を第7条の3「一般サウナ設備」と規定しました。

3ページをお開きください。

第4節「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」について、火災に関する警報は第29条で、消防法第22条第3項に規定するものであることを明確にしました。

また、同条第7号を、一般的な事務所や住宅における火を使用する設備・器具の従前からの変化等を踏まえ、削除しています。

第29条の7「住宅における火災の予防の推進」では、住宅における火災の予防を推進するため、普及促進を図るものとして「感震ブレーカー」を加えています。

4ページをお開きください。

第3章の3「林野火災の予防」は新設です。

第29条の8「林野火災に関する注意報」について、市長は気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災注意報を発令することができること、注意報が発令された場合は、市の区域内にある者は、火の使用の制限に従うよう努めなければならないこととしたこと、この努力義務の対象となる区域を指定することができることを規定しています。

第29条の9「林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」では、市長は警報を発令したときは、条例第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができることを規定しています。

なお、注意報・警報いずれの場合も、管内全域が森林または森林の週1キロメートル範囲内となることから、区域を指定せず、安芸高田市全域を区域としています。

5ページをお開きください。

第44条「火を使用する設備等の設置の届出」は、「簡易サウナ設備」と「一般サウナ設備」を届出対象として規定しています。

第45条「火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出」では、届出に「たき火」が含まれることを明確化し、消防長は、届出の対象となる期間及び区域を指定することができることを規定しています。

なお、届出の対象となる期間及び区域を指定せず、現行どおり通年及び安芸高田市全域を対象としています。

6ページでは附則として、施行期日を規定しています。

以上で説明を終わります。

- 山根委員長　これより質疑を行います。質疑はありませんか。
熊高委員。
- 熊高委員　説明資料の1ページになるかな、改正の内容のところ、区域を指定するとか云々とかありますけども、その区域を指定する根拠というのは消防長が決めるんでしょうけども、一定の基準は何かあるんですか。
どういうふうに指定をするのかなというのが、少し漠然として分かりにくいんですけども。
- 山根委員長　答弁を求めます。
逸見予防課長。
- 逸見予防課長　区域の指定ですが、総務省消防庁の区域の指定の設定例としましては、森林法第21条の許可対象となる火入れの例が例示されておりました。
その範囲が森林または森林の周囲1キロメートルとなっております。
本市は、全域がその範囲内となることから、区域を指定せず、市全域を対象とするものです。
以上です。
- 山根委員長　熊高委員。
- 熊高委員　それを聞いて安心したというか、残念というか、分かりましたけども、それともう一つ、以前もちょっと触れたと思うんですが、(3)のイの届出云々というのはありますけども、届出をして、火災が起きた場合とか、届出をせずに、火災が発生したとか、いろんな状況はあると思うんですが、以前、届出をせずに火災を起こしたら罰則がつけたいんじゃないかというような話も、以前ちょっとしたことがあると思うんですが、そういったことというのは、具体的には何か考えておることがあるんですか。
- 山根委員長　逸見予防課長。
- 逸見予防課長　このたびの条例の改正では、林野火災警報が発令された場合に、屋外において火入れやたき火等の行為を、消防吏員が覚知しますと、その時点で消防法第3条第1項に基づく禁止等措置命令をすることができます。
そこで、命令に従わない、あるいは悪質である。そういった場合には、警察機関に告発の対象となるかどうかということ相談することがあるかと思えます。
場合によっては、罰則が適用されるという形になります。
以上です。
- 山根委員長　熊高委員。
- 熊高委員　法的にはそういう根拠に基づいてやるんでしょうけども、例えば、最近はかなり届出をしてやるという形、届出をしても、消防署が、いや、それは駄目ですよというふうに言われることもあると思いますけども、届出をせずに、山に延焼したりとかいう形のときに、届出をしておけば、

もっとうちでできたということも生まれてくる可能性があるんです。

そういうときに、火をつけた人の責任というのを、届出があるのかなのかによって、責任の所在を重くするのか、所在をはっきりするとか、その重くするとか、せんとかということも含めて、今、署長と一回話をしたことがあったと思うんだけど、北広島町辺りは届出をしてなかって火災を延焼させたりすると罰金があるんだとかようなことも漏れ聞いたことがあったんですが、そういった実態というのはいらないですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

吉川消防長。

○吉川消防長 以前、北広島町の件をお聞きしまして、聞き取りをいたしました。

実態的には、そういった罰金を取るとか、そういったことはやっていないということでした。

それと届出あるなしによって、罰則あるいは罰金と、これらがさらに負荷がかかるとか、そういったことは特にございませぬ。

ただ、このたびの新設される警報、このときの火の使用制限、これに違反すると罰則の対象になってくるということところです。

以上です。

○山根委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 改正の内容の説明聞きよって、想像に終わってしまう部分が大分あったんですが、1ページ目の改正内容の(2)のアの(ア)なんですが、気象の状況が林野火災の予防上、注意を要すると認めるときというのは、具体性がないんです。これ具体的に言うたら、どんなときなんでしょう。2つ一週に言っちゃいけないよね。どんなときを指すんでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

逸見予防課長。

○逸見予防課長 条例ではなく、火災予防規則のほうに、この発令要件を定めることとしております。

それは、総務省消防庁の示す設定(例)に従っております。

林野火災注意報の発令基準は、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき、または前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発令されている。このどちらかに該当しますと、林野火災注意報を発令するという要件になります。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 今のは、行政用語の中で、そういうのが言われとんです。一般的には、火災じゃないけ、乾燥注意報が出たときぐらいで判断すればいいものでしょうか。

2日間降らんかった、3日間降らんかったというのは分かりませぬよね。テレビや何かで、一応住民が判断する目安ですよね。それは、乾燥注意

報が頻繁にテレビなんかで言いますよね、そういったときを指すんです
ょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。
逸見予防課長。

○逸見予防課長 この雨量の計測については、消防本部に設置してあります気象観測装
置で観測をいたします。

そこで、この条件に合致しますと、林野火災注意報が発令要件となる
ということで、市の公式LINE、あるいはお太助フォンで、発令され
ましたということをお知らせするという形を予定しております。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
山本委員。

○山本委員 次は(3)のアなんですけど、火災と紛らわしい煙、または火炎を発生す
るおそれがある行為、とんどは届けに行きよったんですけど、あれは義
務だったんかのう思って、今思いよるんですけど、あれは、どういうん
か、進んで届けに行きよったんか、とんどやなんかはこれに該当するん
でしょうか

○山根委員長 逸見予防課長。

○逸見予防課長 とんどは該当します。

○山根委員長 山本委員。

○山本委員 だから今度は、とんどをする場合は義務的に届けなきゃいけないと、こ
ういうことになるということですか。

○山根委員長 答弁を求めます。
逸見予防課長。

○逸見予防課長 これまでも届出の対象となっておりました。ですので、このとんどに
ついては、取扱いに変わりはありません。

○山根委員長 ほかに質疑はありませんか。
小松委員。

○小松委員 感震ブレーカーというところがあるんですけど、普及推進について規定
するということで、これ2つのタイプがあるということで、工事が伴う
ものと簡易のものがあるということなんですけど、推進をするということ
になると、どれぐらいの費用がかかるもので、その条例制定において、
これを普及推進するということは、施策とかそういったところにも反映し
てくるんなら、ちょっと金額的なものが分かれば教えていただきたいな
と思うんですけど。

○山根委員長 逸見予防課長。

○逸見予防課長 感震ブレーカーについては、これは、分電盤タイプについては、分電
盤の規格や電気工事の費用なども発生するそうで、安価とは言えないこ
とが、私ども調べては分かっております。

簡易タイプでしたら、おもり式なんですけれども、こちらについては
数千円だそうです。

実際のところ、消防本部としては感震ブレーカーについては、これまで普及広報などはしておりませんでした。まずは、この感震ブレーカーというものを知っていただくということで、広報を重点的にこれから行っていきたいと思っております。

○山根委員長 よろしいですか。
ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議案第76号、安芸高田市火災予防条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上で議案第76号の審査を終了いたします。
ここで、説明員入替えのため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時35分 休憩

午後 2時36分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
これより教育委員会に係る報告事項に移ります。
中学校統合の進捗状況についてを議題といたします。
執行部より説明を求めます。
船津学校統合推進室長。

○船津学校統合推進室長 報告1、中学校統合の進捗状況について御説明いたします。
説明資料の2ページ「事業概要」を御覧ください。
統合中学校の新設と吉田小学校の移転の概要を記載しています。
統合中学校の新設は、現在の市内6中学校を1中学校に統合する。場所は吉田町内とし、具体的な場所は、様々な条件を検討し、総合的に判断する。校舎を新築するものです。

吉田小学校の移転は、敷地の一部が郡山の土砂災害特別警戒区域に含まれていることから、児童の安全を最優先に考え、統合中学校の新設に併せ、吉田小学校を移転する。合築することで、整備等にかかるコストを抑えるものです。

3ページ「検討経過」を御覧ください。

中学校統合と吉田小学校の移転に向けた検討経過を記載しています。

7月25日に設置場所の選定のための基礎調査をするため「統合中学校の設置場所選定調査業務」を契約しました。

調査内容や進捗状況を確認するため、月に1回、請負業者と打合せを行ってきています。また、10月に事業費や必要面積、敷地レイアウトなどの中間報告を受けたところです。

現在、被災リスク、建築コスト、道路アクセス、周辺環境などを考慮し、教育委員会で候補地を検討中です。

続いて、4ページ「今後の予定」を御覧ください。

1月から3月までと、4月以降に分けて記載しています。

1月から3月の予定で、「統合中学校の設置場所選定調査業務」の調査結果の報告は、1月末までに受ける予定です。

2月以降に、総合教育会議で市長と教育委員会で候補地についての協議調整を行い、候補地周辺の住民に説明会を開催する予定です。候補地の鑑定評価は、住民への説明会終了後に実施する予定です。

4月以降に教育委員会で、統合中学校及び吉田小学校の候補地を選定議決する。保護者・市民に説明会を開催する。具体的な設計をする前のおおむねの規模や配置イメージなどをまとめた基本構想・基本計画を策定する計画です。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

益田委員。

○益田委員 2ページの吉田小学校の移転のところで、これまでも対話集会等で説明はあったとおりで、吉田小学校を移転するのを検討するというような文言でとどまっていたと思うんですけど、ついに移転すると、もう明確に明記されてますので、これもう決定事項として受け取ってよろしいのでしょうか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 現在、吉田小学校も、統合中学校の新設に併せて移転をすることとして事業を進めております。

以上です。

○山根委員長 益田委員。

○益田委員 次に、上のところの統合中学校の新設が、場所は、以前は吉田小学校区内という形で結構明確に答弁があったかなと思うんですけど、今回はあえて「吉田町内とし」となっているんですけど、これについては、まだ吉田小学校区外になる可能性もあると見てよろしいのか、それとも小学校区内で原則考えられているのかを伺いたいと思います。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 統合中学校の新設のところの場所は「吉田町内とし」としているのは、

その段階では吉田小学校の移転がなかったので、吉田町内という形にしております、その後、吉田小学校の移転を検討し、移転することを確定しましたので、実質、吉田町内としているところは、吉田小学校区内の移転となっております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

次のページとこ4ページになるんですけど、2026年の4月以降の保護者、市民に説明会を開催するという項目で、これの対象をちょっと伺いたいなと思います。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

保護者については、安芸高田市内の今の6中学校の全ての保護者を対象に考えております。

また、吉田小学校の移転については、当然、吉田小学校の保護者を考えております。

市民の説明会については、統合中学校の基本計画を策定するときに説明会をした同様に、各町を回って説明会の開催を考えております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

これ吉田小学校に通うであろう、いわゆる保育所等の保護者についての説明会は、別途でなくてその市民の各町の説明会のときに混ぜて行われるのか、保育所等も含めるのかを伺いたいなと思います。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

これまでも、各保育所にも個別に説明会をしておりましたので、保護者については、施設個別に説明会を考えております。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

山本委員。

○山本委員

これは書きにくいんかも分かりませんが、どの時点で議会への報告はあるのでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長

議会への報告は、これまでも進捗状況を報告をしておりますが、具体的な場所の決定については、これから教育委員会会議並びに総合教育会議で話し、周辺地域の住民並びに地権者の方の説明をした後に、最終的な場所の報告をしたいと考えております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

今後の進め方にもよるんだと思うんですが、吉田小学校を合築すると

ということで、中学校の移転先も制約されるということに、今回明確になってきたんですね。

だからその部分が、逆に中学校本来の統合するということに影響してくるような気がして、今聞かせていただいたんです。

だからそのところは、どういう中学校の統合を目指すのかということと、ところが主体になるのか、小学校の合築をするということに引っ張られていくのか、その辺が今の時点で非常に不安だなと思って今聞いたんですけども、その辺の考え方について、もう少しお聞かせいただけますか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 教育委員会としては、これまでどおり統合中学校の推進を第一に考えております。その中で、吉田小学校の移転が同時にできるかどうかを検討し、その検討した結果、同時の事業の推進ができると判断しましたので、このような形になっております。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 それは検討推移の中でそうなったんでしょうけども、吉田小学校区の中ですということをお今日明確に言われたので、その意識が私もちょっと薄かったもんですから、ただある程度、移転先は制約されるんですね。その辺がどう影響するのかというのは、検討を今の時点でどこまでされたんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 場所の検討については、まず、統合中学校の候補地について、検討してまいりました。その中で吉田小学校の移転も加わり、併せて検討してきたところです。

吉田小学校を合築することで、当然、敷地面積等が必要となりますが、それも踏まえて、このたびの7月の調査を委託をして、その中で検討をしているところです。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 吉田小学校を移転するということは、防災上も必要だということで、そりゃそうだなというふうに受け止めたんですけども、今となって考えると、中学校統合というのが、まず大きな柱にあったわけですけども、それが吉田小学校移転に引っ張られるような形で思うようなものがないということにつながる可能性があるんなら、それはもう一度ちょっと考え直さないけんのかなという、ちょっと思いをしたもんですから今日、その辺をどんなふうに考えていかれるのか、吉田小学校区内でも、統合中学校は十分できるんだということで進められるんでしょうけども、だから統合中学校をどんなイメージでつくるのかというのが、まず先に聞くべきだったなと思ったし、今、後悔してるんですけども、そういつ

たところを不安のないように進めていただけるのかどうか、もう一度確認したいんですけども。

○山根委員長 答弁を求めます。
柳川次長。

○柳川教育次長 御指摘のとおり、学校の規模が小中合わせて大きくなるという点はそうだと思いますが、教育委員会としては、子どもたちの教育環境をよくしていくという点で、まずは中学校の統合、で、中学校統合6町またいで統合となりますので、もちろん今の規模、中学校6つ合わせた規模ということそのものが、ある程度の立地面積も必要ですし、大きな事業になるというふうに思っています。

で、ここに、吉田小学校をひっつけるというか、合築という形になるわけですが、吉田小学校がひっついたとしても、もともとの6つの中学校を統合するということの事業は非常に大きいものですので、小学校に引っ張られるといったようなイメージは持っていません。

従って、合築したとて、吉田小学校区内でしっかりしたものをつくっていくというところは、できるというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 今、次長がおっしゃったような形を、私も期待をしておるんですけども、場所の制約が出てきたということですよ。吉田小学校区内という。それによって、選択肢が狭まってくる可能性もあるなと思って、だから、説明会等もやられた中で、統合中学校というものを皆さんも随分新しくつくるなら、未来に向かって子どもたちが本当に行きたいような学校、学びたいような学校というイメージで、随分受け止めた皆さんもいらっしゃるんです。

それが、この地域を限定したことによって、影響があるということになれば、本末転倒かなという気がしたんで、そこの部分が、今日だけの説明じゃなかなか見えてこないんで、やはり、まず中学校は、どういう中学校をつくるのかというところをもう少し明確にしてから、こういう議論をしたいなと思って、今日聞かせていただいたんで、それを早く示してもらいたいなという気がします。

○山根委員長 柳川次長。

○柳川教育次長 御指摘の点はそのとおりだと思います。よって、先ほど説明しましたように、来年4月以降にはなるんですが、場所の選定をした上で、ここにある基本構想・基本計画というところで、しっかり教育ビジョンを含めて、新しい統合中学校の構想、それにひつつく小学校の在り方、そこから辺りもしっかりこの構想の中で策定をしていきたい、はっきりさせていきたいというふうに思っております。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

- 熊高委員 次長がおっしゃることも十分分かりますし、進め方というのは、そうならざるを得んのだろうなという気はするんですけども、あと4月にそういうものが出てきたら、なかなかそれをひっくり返して議論するというのは難しくなると思うんです。私からすれば、
- だから、基本構想のどういった中学校をつくるのか、場所の選定以前にそのものを、教育理念として示してもらいたいというのを今日申し上げておきたいと思うんです。
- それについて、この進め方について、もう少し丁寧にやってもらいたいというふうに思います。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 柳川次長。
- 柳川教育次長 基本構想については、既に作業のほうはもちろん事務局的には取り組んでおりますので、適切な時を見て、また議会のほうにも報告をさせていただきたいと思います。
- 以上です。
- 山根委員長 熊高委員。
- 熊高委員 重ねて申し上げておきますけども、場所の位置と同時に、そういう伝え方というんじゃないしに、まず、教育理念として、中学校をどうするのか、それにたまたま吉田小学校がついてきたんだというぐらいの感覚でないと、私はなかなか議論が難しいなと思ってますんで、そのことを受け止めていただいて、今後進めていただきたいということを要望しておきます。
- 山根委員長 要望でよろしいですか。
- 熊高委員 分かりますと言って頂いたんで。
- 山根委員長 柳川次長。
- 柳川教育次長 察しました。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 益田委員。
- 益田委員 戻ってまた2ページなんですけど、統合中学校の新設に合わせ、吉田小学校移転するということで、その新設に合わせというところだけちょっと気になったんですけど、例えば、2校案か1校案かで、勘案してたときに、このタイミングで想定する生徒規模と、また5年後10年後に想像する生徒規模がかなりどんどん減少傾向にあると。
- そうした中で、生徒数が少なくなっていくと新設1校で建てたときに、その6中学校一遍に合わせたキャパシティのものを建ててしまうと、後々というところも議論があったんじゃないかなと想定するんですけど、そういった中で、この時期についても、小学校も合わせてくるとなると、さらにその右肩下がりの点に拍車がかかるような懸念もちょっと今見た中であったんですけども、時期としては、中学校新設に合わせて、小学校も同時にというところの想定で考えておくべきなのか、その辺りちょ

つと所見あれば伺いたいなと思います。

○山根委員長

答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長

吉田小学校の位置については、言われたように、統合中学校の新設に合わせて、同時に、新設・開設を考えております。

ここに書いておりますように、合築することで、整備費等にかかるコストを抑える目的も1つありますし、市内の吉田小学校の生徒数の数も減っております。

その中で、その推移を見て、新しい学校を作って、空き教室とかを有効活用できるように、少なくできるように、コストを抑える事業ができるような考えを持って、計画を進めたいとしております。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

大下委員。

○大下委員

先ほどから同僚委員が言っるとの重なるかも分かんのですが、基本的には、教育環境を考えての敷地を考えるということなんですが、これ、吉田でなくてもいいんじゃないかなというふうに思うんですが、これは、吉田小学校の移転を合わせるから吉田にしとるんか、別に場所的なことは急いで決めれんでも、かなり広い土地も要るでしょうし、環境から言えば、吉田がほんまにいいんかというところもあるんじゃないかというふうに思いますが、御意見いただきたいと。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

統合中学校の場所については、学校規模適正化推進計画第3期の計画になりますが、その中で1校案にするとか、2校案にするとか、場所はどこにするかという議論を経て、1校で、吉田町内にするのが適切であろうという合意の下で、この計画を進めていると考えております。

以上です。

○山根委員長

大下委員。

○大下委員

吉田が適切という意味は何を持って適切だというんですか。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

具体的には、アクセス、地形的に吉田が安芸高田市の中心というか真ん中辺りにあって、各町からのアクセスが容易というか、均等なアクセスができるであろうということで吉田町としております。

以上です。

○山根委員長

大下委員。

○大下委員

これ、教育環境を考えてないじゃないですか。ただ中心部にあるからほいじゃ吉田に、今答えでしたよ。もう一度お答えします。

○山根委員長

答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長

先ほど説明したアクセス面も教育関係の環境の1つとして、教育環境

というのは幅広く、多くの生徒が集まるような環境を持って授業ができる、クラブ活動ができると考えております。

各学校からの通学時間が一番短く設定できるというのも、通学、学習環境、教育環境の改善につながると考えています。

以上です。

○山根委員長

大下委員。

○大下委員

それは、無理やり教育環境をひっつけたような状況じゃないんですか、それじゃ。私はそう理解しますけどね。中心部だから、一応吉田ということで話は出たんでしょうけど、アクセスについてはどっちにしても、送迎いうものはあると思いますんで、それを考えたら、少々の距離というのは問題じゃないというふうに思いますが、やはり教育環境を考えるのであれば、広い敷地、また、静かなところというところもやっぱりある程度考えたほうがいいんじゃないかなと。

だから急いで、何町いうのを決めないほうがいいんじゃないですかという私の考えです。

○山根委員長

答弁は求められますか。

答弁をお願いします。

藤本市長。

○藤本市長

統合校の位置については、今までのこの過去何年間、十何年間ですか、いろいろ検討する中で、保護者の意見もあります。地域もあります。それで、最終的には、対話集会の中で、いろんな意見も聞かせていただく中で、最終的に、吉田町へ新築1校ということを経済総合会議で、先日というか先般、決定をさせてもらって、いつているんで、一応手続を踏んで、市民の皆さんの思いも聞かせてもらって、ここを私が就任してからぱっと吉田町のいうのが決まるとるわけではなく、今までの議論の中で吉田、どうしてもスクールバスで通うとなると、高宮の人が向原まで行くという時間と吉田へあとの5町が集まるいうたら、どうしても短くはなると思っています。

それもやっぱり早く学校に来れる時間になるんで、スクールバスで行けばどこでも少々かかってもいいんじゃないかいうのも、それはあるかもしれませんが、やっぱり合理的に考えると中心部が一番いいだろうというのが過去の議論の中でもあったんだろうと思います。

そういった中で、吉田町1校ということになっています。

それと、中学校の統合教育プランなり、いろんなことを考える中で、基本は中学校をベースにスタートしました。その中で、吉田町、そのときも話をさせてもらいましたけども、認定こども園を移動する、安全なところへ行きます、その認定こども園で学んだ子どもがまた、レッドゾーンのある小学校へ戻るというのは、ちょっとこれは合理的でない、おかしいなというところで、今回、まずは、中学校を吉田町内に考える中で、小学校と一緒に合築できんかというのを考えたときに、これは吉田町内

でも、吉田小学校くらいでも十分足りる土地が確保できるだろうということで、何か所かを今検討しております。

その場所については、まだ地権者の関係もありますんで、ここで具体的には言いませんけども、そういった我々が当初思っているプランで、中学校と小学校のが合築のものが、吉田小学校区内にできるというところまで今来てますんで、そこは、また先ほど熊高委員が言われたように、高校教育のことについては、また公表できるときになると教育委員会のほうからまた御提案というか、皆様のほうにお示しをさせていただく。

そして、そのときにもう1も決めとるからもうどうしようもないというような展開にはしないということだけはお約束をしておきたいと思います。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 小学校区というのと吉田町というのは、同じじゃないですよ。

だったら、今市長がおっしゃったように、吉田町内ということで考えるんですか。吉田小学校区で考えるんですか。だから以前から話をしてきた吉田町というのはある程度みんな共通認識だったんですよ。ただ、後づけで吉田小学校というのが出てきたんで、吉田小学校区というのが、改めて浮かび上がってきたんで、そのところを明確にしてほしいんですよ。

○山根委員長 船津室長。

○船津学校統合推進室長 吉田町内と吉田小学校区は、当然違いまして、吉田町内には愛郷小学校区と吉田小学校区があります。

当初、統合中学校については、吉田町内に設置をするというのを計画で決めました。その定めた後に、吉田小学校の移転も検討するよという、先ほど申したように市長からの指示があり、教育委員会の中でも、まずは統合中学校を最優先に考えて、中学校の統合を考える中で、吉田小学校の移転が可能かどうか併せて検討しました。

検討した結果、統合中学校の設置と併せて、吉田小学校の移転も可能であろうという結論に至りましたので、今度は、吉田小学校区をめどに2つの学校の移転を考えているところです。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 おっしゃることは理屈としては合うんですけども、だから吉田小学校が入ってきて、吉田小学校区内にというのが、最初に聞いたときに、そこまでの認識で、私も聞き受けてなかったんで、ここにきて改めて考えると、小学校区内という限定された区域になってきてる。吉田町というイメージであったのが、吉田小学校区内、そうかというふうに改めて受け止めたときに、それで本当にいい選定ができるかなという不安が今日改めて浮かんだもんですから、吉田町という形、安芸高田市の中心になってることも間違いないんで、ただ、学校教育だけじゃなしに、まちづ

くり全体の中で、吉田町が安芸高田市の中でどういうまちづくりをするのか、タウンセンターとかそういったことも含めて、そういったものと併せてやっぱり出してもらった中で、中学校統合という、本当にこれである程度6つの町が、逆に中学校統合という形で、一本化できるんだという大事な位置づけになると思うんです。これが柱になっていく可能性もあるんで、子どもたちがやっぱり1つのところへ寄ってくるということは、初めて安芸高田市のみんなが1つのところでまとまるという大きな枠になるわけですから、そういった意味でもう少し慎重に考えてもらいたいなというのを今日改めて、遅まきながらちょっと感じたんで、これは市長大事に受け止めてもらいたいなと思うんです。

今日結論が出るような話じゃなくてもいいんで、ちょっと不安になりましたんで、検討の余地を残してもらいたいと思います。

○山根委員長

藤本市長。

○藤本市長

今日いただいた意見をそのように受け止めさせていただき、慎重にやっていきたいというふうに思います。

以上です。

ですから、もうこれでいきますという最終決定案で出すようなつもりは毛頭ございませんので、また、段階を踏んで、適宜御理解いただけるように、手続は踏んでいきたいという、説明をしていきたいというふうに思っています。

○山根委員長

熊高委員。

○熊高委員

これでいきますというそういうことじゃないと言うけども、吉田小学校区内でなくても、吉田町ならいいんかというぐらいの余裕がある考え方で受け止めていいんですかね。

○山根委員長

藤本市長。

○藤本市長

どこにつくるかについては、先ほど言ったように、当初は吉田町内で考えておりました。その中で、吉田小学校という課題も整理をせにゃいけんという中で、熊高委員も言われるように、合築、無駄を省くようなコストも抑えて、最大限の教育環境を整えるような統合校舎をつくりたいという思いの中で、基本的には、吉田町全体を見た中で何か所か、吉田小学校区内も含めて土地はありましたけども、その中で吉田小学校一緒にする言うたときに、吉田小学校区内に十分な候補地が何か所かあったので、その中で今検討しておるといところです。

ですから、その説明を具体的な土地を出させてもらったときに、議員の皆さんがどう判断されるかというのはちょっと私は分かりませんが、そういったしっかりとまた我々の思いを整理をした上で、土地も提案をさせていただきたいというふうに思います。

ですけども、地権者がおられることなんで、ここでどこのエリアというのは言えませんが、そのときが来ればお話をしたいなと思います。

そのときには、そういったこういう中学校にしたいということも併せ

て丁寧に説明をさせていただきたいと思っておりますので、そのところは御理解をさせていただきたいと思っております。

○山根委員長

熊高委員。

○熊高委員

保育園のときもちょっと言いましたけど、吉田町に置きたいんだという市長の強い意志で、今回の位置が決まったわけですけども、子どもの人口も含めて、若い人の移住とかも含めて、いろいろまだ動いてる状況なんです。

だから、吉田町という、以前も言いましたけども、旧吉田町の中で、旧吉田というのかな、ここの吉田小学校区の中で、キャパがあるのかなとかいう見方がどこをもってするのかというのは、ちょっとよく分かりませんが、もう少し広く、可愛のほうの地域も含めて、八千代に寄ったほうのスペースも随分あるので、そっちのほうも含めて考えたほうがいいんじゃないですかということ、保育園のときも言ったと思うんですが、そういった視点をもう少し持ったほうがいいのかなど。この人口動態がどう変わるかも分からん。逆に、その人口動態を市長がこの吉田小学校区内に引っ張ってくるような施策をするんだということになれば、それは合わせていいかも分からんけど、そこが見えてこんのに、ここの旧吉田小学校区内がいいんだという理由が、まだ明確に私には伝わってこないんです。そのところをちょっと言いたいと思って、今申し上げてるんですよ。

○山根委員長

答弁を求められますか。答弁要りますか。

藤本市長。

○藤本市長

そういった今日の皆さんの御意見は受け止めさせていただき、生かしていきたいと思っております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

2点だけなんですけど、今あった中で、吉田町の中の吉田小学校区といわゆる愛郷小学校区と2つ、これを現状としてはあくまでも2つ、現状ないしは今まで中学校統合の過程においては、当然吉田小学校区以外の土地についても、学校教育の求める像がある中で、それに適合する土地をちゃんと探されている経緯はあるというのをまず1点お伺いしたいなと思っております。あるかというのを。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

吉田町内で選定しております。

以上です。

○山根委員長

益田委員。

○益田委員

吉田小学校区とその愛郷小学校区、どちらも多分選定をされているという受け止めでいくんですけど、そうしたときに、やっぱりこの次上がってくる基本構想だったり、基本計画の際に、当然吉田小学校区内のみでの選定土地の中だけ、例えば資料として出されて、こちらに説明をさ

れても、恐らくほかの土地だったらどうだったんだというところにはなろうと思うので、最低限その、今までの過程として、吉田小学校区以外の土地の場所についても一旦同じような条件なのか、もし土地の条件だけ見れば、吉田小学校区よりも別の場所がよかったねとなることがないような、どうか基本構想・基本計画が上がってくることを願っているんですが、その点について答弁もしいただければ、お願いしたいなと思います。

○山根委員長 答弁できます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 土地の選定については、地権者等ありますので、現在ではここで申すことはできませんが、決まって出せる経過については、積極的に計画の中に開示していきたいと考えています。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

大下委員。

○大下委員 この4ページの候補者周辺の住民に説明をすると、ここに書いてあるんですけど、先ほど市長が対話集會でお話をされたと言いますが、これその保護者の方々にそれが行き渡るとるかどうか、ちょっとそれが不安なんですけど、中学校が各町でなくなるということですから、統合中学校にするということは。

だったら各町の説明会を先にするのが筋じゃないかなというふうに思いますが、そこらはどうなるとるか。

○山根委員長 答弁を求めます。

船津室長。

○船津学校統合推進室長 中学各町、吉田町を除く5町について統合によって中学校がなくなるという説明会は、住民説明会をもうやりました。その後、合わせて市長との対話集會の中でも、同じ統合中学校が吉田にできるということで、各町から現在の中学校がなくなる、そのなくなった上でのまちの活性化について議論をしてくださいという要望等も、市長の対話集會の中で聞いておるところです。

以上です。

○山根委員長 大下委員。

○大下委員 この対話集會の中で、中学校の保護者は何人か来られたにしても、小学校の保護者も関係が随分ありますからね、これは。そこらの説明を聞いてない人もかなりおられますし、そこらが、説明は各町で、中学校がなくなりますよという説明も要るんじゃないかなというふうに思いますが。

○山根委員長 藤本市長。

○藤本市長 これは、対話集會と併せて、各小学校の単位の小中学校のPTA総会へお邪魔をして、教育委員会が短期間の間に全ての学校を回らせてもらっております。

聞いてないという保護者の方は、多分その場に欠席か、情報をちょっとよう取られなかったのかなというのは察しますけども、一応全ての学校に対して説明をしております。

○山根委員長

船津室長。

○船津学校統合推進室長

学校規模適正化推進計画策定に伴う説明会を開催しておりますが、今年の6月20日の総務文教常任委員会で、報告しております。

報告の中で、学校長、各保育所、小・中学校のPTAと各町の振興会、学校運営協議会等、それぞれ説明に回っております。その中で、中学校の統合により、安芸高田市の中学校が1つになる、吉田町以外のところから学校はなくなるという説明はさせていただいております。合計で52会場で説明をしているところです。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

いろいろお話聞いとって、先ほど熊高委員もおっしゃってましたけど、やはりまちの活性化という1つの考え方でいけば、先ほど魅力ある学校教育ということになると、当然、人口増ですよ。いわゆる教育に魅力があれば、当然外部からの人が寄ってくるというようなことも1つの手段だろうと思うんですが、学校だけではなくて、いわゆる商業施設とか、あるいはそこに学校が来ることによって、例えば、住もうとそこに、だから居住エリアとか、そういうことがまちづくりの中で非常に影響が出てくるんだろうと思うんです。これあんまり言うとなんか一般質問になっちゃうんであれなんですけど、そういう考え方を先ほど熊高委員おっしゃってましたけど、やはりまちづくりのための学校ということになれば、もうちょっといろいろな影響が出てくるんだろうと思うんで、そこらもしっかり考えた上で学校の位置というんですか、考え方を持っていたきたいなと思うんですが、質疑にならんのですが、市長何か一つそこらの考え方を持ってもらえんんですか。

○山根委員長

藤本市長。

○藤本市長

当然、マスタープランを設定をしておりますんで、その中でエリアを移動するとか、広げるとか、そういったことも含めてまちづくりのその地域の在り方に次ぐ青写真をしっかりと今回の中学校統合の中で組み直す必要があると思います。それも併せて、今、準備を進めるように考えてますんで、そういったところも含めて、御提案というか、御説明する機会がこの後に出てきますんで、そのときにまた議論させていただければと思います。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長

質疑なしと認め、以上で質疑を終了いたします。

以上で中学校統合の進捗状況についての報告を終了いたします。

次に、吉田幼稚園の休園についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

阿部学校教育課長。

○阿部学校教育課長

②吉田幼稚園の休園について説明します。

資料2、6ページを御覧ください。

1については、9月の総務文教常任委員会で報告しました、園児募集の結果を記載しています。

2026年度の新規入園児の募集を9月29日から10月31日に行いました。

周知方法については、広報あきたかた、市ホームページ、お太助フォン、市公式LINE、対象家庭への個別郵送を行いました。

その結果、問合せ件数はゼロ件、応募人数はゼロ人となりました。

今年度に3名が卒園し、2026年度の在園児が1名になることが予想されますので、2、方針に記載しているように、吉田幼稚園を2029年の認定こども園の設置まで休園としていきます。

3、今後についてですが、12月に市ホームページに掲載予定、1月に広報あきたかた2月号に掲載いたします。3月に卒園式と仮称ですがお別れ会を実施予定です。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

益田委員。

○益田委員

前回の報告を受けた中で、広報もLINEも追加していただいたり、非常に柔軟な対応をしていただいて、結果については、もうそのまま受け止める形なんですけど、今お一人通われてる方の御家族とかに対してのいわゆるケアというか、御説明だったりのところで合意は得られているのか、どういうふうな対応になっていくのか、転園とか、その辺り言えない範囲もあろうと思うんで、言える範囲でお願いします。

○山根委員長

答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長

現在在園の、来年度、年長になる園児の1名については、新規入園児の募集の結果が分かったと同時に、11月6日に対象園児の保護者に学校教育課長、私と園長のほうで説明しております。

今後は、市内の私立の幼稚園への転園を御希望しており、既に申し込んでいるという話を聞いております。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

熊高委員。

○熊高委員

今回休園ということなんですけども、幼稚園という制度そのもののニーズが、時代とともに終わったのかなという受け止め方もしますし、そうであれば、今後保育園、そういったものも含めて、いろいろ取り組み

方も変わってくる部分もあるんかも分かりませんが、行政として幼稚園というものに対する考え方、今後どうしていくのかという考え方が今の時点であればお伺いしたいと思うんですが。

○山根委員長 答弁を求めます。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 修学前教育として、幼稚園教育は非常に重要なものと位置づけております。しかし、今回、残念ながら休園という決断をさせていただいたのは、やっぱり1名ではなかなか教育という環境では充実しにくいんじゃないかなというところを考えております。

ですので、決して軽視しているわけではないということは、十分理解していただければなと思っております。

以上です。

○山根委員長 熊高委員。

○熊高委員 国の制度としてある以上は、役割があるということで、安芸高田市がそういうニーズがなかったということだけだというふうに受け止めざるを得んですけれども、それにしても、今後はあそこもちょうど危険地域になるのかな、そういったこともあるんで、それこそ中学校、小学校、幼稚園という一体化したものを考えるというのものないこともないわけで、作り方によったらニーズも生まれてくるわけなんで、だからそういう広い新しい時代の考え方でいろんなものを考えてほしいという1つのヒントかなと思うんです。

だから今回、報告として休園という形がありますけれども、そこだけで終わらずに、やっぱり広い視点、深い洞察力の中で考えていただきたいということをこの報告に対して申し上げておきます。

○山根委員長 答弁求められますか。

阿部課長。

○阿部学校教育課長 吉田幼稚園については、認定こども園と一緒にするという方向が決まっておりますので、そちらのほうで補填していくというような形になります。

以上です。

○山根委員長 ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長 質疑なしと認め、以上で質疑を終了し、吉田幼稚園の休園についての報告を終了いたします。

ここで執行部退席のため、また換気のため、15時35分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時23分 休憩

午後 3時35分 再開

~~~~~○~~~~~

- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
続いてその他の項に入ります。
所管事務調査事項についてを議題といたします。
所管事務調査事項につきまして、1件の申出が出ております。
案件について、申出者の方に説明を求めます。
益田委員。
- 益田委員 お太助フォンの端末更新について、所管事務調査申出書の提出をさせていただきます。
調査目的に関しては、まず経緯としまして、2025年9月29日の全員協議会において、お太助フォン端末更新及び新たな情報配信システムへの移行スケジュール等について、説明を受けましたが、しかし同協議会及びこれまでの委員会審査において、端末種別ごとの料金体系、補助制度、撤去費用の扱い、住民アンケート結果の活用方法、スマートフォンを保有しない世帯等への配慮など、今もなお検討中、または具体化されていないといった事項が複数存在することが明らかとなっており、また、その一方で、2026年1月から希望端末での更新申込み受付を開始し、同年4月から順次端末更新を実施、2027年3月末をもって旧端末でのサービス提供を終了するというスケジュールで事業が進められる予定であります。
お太助フォンは、災害、防災情報や福祉情報の提供手段として、市民生活に直結する基幹インフラであり、その更新に伴う制度設計、費用負担、周知方法等について、住民ニーズと公平性、財政負担の妥当性、安全性の観点から精査する必要があることから、本所管事務調査を行うべきであるという考えです。
調査方法は、執行部への資料請求、聞き取り、質疑応答によるものとしまして、具体的に説明を求める内容につきましては、端末更新スケジュールと進捗管理、補助制度の設計と対象世帯数など大枠9項目についての資料提出、説明を求めるものとします。
以上です。
- 山根委員長 ただいまの説明に対して御意見ありますでしょうか。
〔意見なし〕
- 山根委員長 お諮りいたします。
それでは、先ほど御意見をいただきましたとおり、お太助フォンの端末更新についての件を別添のとおり調査することに御異議ありませんか。
〔異議なし〕
- 山根委員長 異議なしと認め、さよう決定いたしました。
よって、会議規則第103条の規定により、議長に、所管事務調査を行う旨の申出をいたします。
以上で、所管事務調査事項についてを終了いたします。
続いて、閉会中の継続調査事項についてを議題といたします。
閉会中の継続調査について、御協議願います。

暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時37分 休憩

午後 3時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
皆様から、閉会中の継続調査事項について御意見を伺いたいと思いま
す。御意見ありませんか。

山本委員。

○山本委員 公共交通再編についてなんですが、規模を伺ったところ、10月まで6
か月間実施を延期というところで、利用者の希望をいろいろ調査して、
もう一回見直すべきところは見直すんだというような答弁があったと思
います。それは1月2月のことだと思いますので、そうしたらどうなった
かという報告を受けたいんで、継続調査にしといていただきたいと、この
ように思います。

以上です。

○山根委員長 ありがとうございます。
それでは、先ほど御意見いただきましたとおり、公共交通再編につい
て及びお太助フォンの端末更新についての2件を、定例会最終日に閉会
中の継続調査の申出といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長 ありがとうございます。異議ありませんのでさよう決定いたしました。
よって、会議規則第109条の規定により、議長に閉会中の継続調査を
行う旨の申出を行います。

その他皆様から何かございませんか。

児玉委員。

○児玉委員 ずっと先進地視察が、この件でいいんですか。

○山根委員長 協議会にしたほうがいい。

休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時46分 休憩

午後 3時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。
改めて、その他皆様から何かございますか。

〔発言なし〕

○山根委員長 ないようでしたら、これでその他の項を終わります。
なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆様から
御意見等ありましたら発言をお願いいたします。

〔発言なし〕

○山根委員長　それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長　異議ありませんので、さよう決定いたしました。
以上で本日の委員会の議事は全て終了いたしました。
これをもって第11回総務文教常任委員会を閉会いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時47分 閉会